

「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成11年3月
三菱信託銀行株式会社

弊社は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に従い、優先株等の引受等の申請を行います。

なお、今後、計画に記載された事項について重大な変更が生じた場合や生じることが予想される場合は、遅滞なく金融再生委員会に報告致します。

経営の健全化のための計画の前提条件

・計画期間中の金利、為替、株価等の設定水準

(金利)

円については、長期金利を中心とした緩やかな金利上昇をベースに算出
海外金利は横置き(米国金利)または緩やかな上昇傾向(欧州金利)を前提
ジャパンプレミアムの影響を考慮

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
長期プライムレート(期末)	2.80%	3.00%	3.20%	3.40%	3.50%
円金利・Tibor1M(期末)	0.90%	1.13%	1.22%	1.28%	1.32%
US\$金利・Libor6M(期末)	5.20%	5.25%	5.25%	5.25%	5.25%
EUR金利・Libor6M(期末)	3.34%	3.40%	3.40%	3.65%	3.90%
ジャパンプレミアム(期末)	0.55%	0.55%	0.55%	0.00%	0.00%

(為替)

平成10年9月末の為替水準を前提とする(1ドル=135.35円)。

(株価)

平成10年9月末の株価水準を前提とする(日経平均株価=13,406円)。

(その他)

信託勘定償却前業務純益は、業務純益に信託勘定の不良債権処理額を組み戻したものの、償却引当業務純益は、業務純益に一般貸倒引当金繰入額と信託勘定の不良債権処理額を組み戻したものの。

11/3月期から単体決算での税効果会計の適用を前提とし、税効果の算定にあたっては、11年度税制改正案で示されている法人税率等の引下げの今年度決算からの適用を想定。13/3月期から導入が予定されている金融商品の時価会計制度については、現時点で対象資産の評価損益を合理的に算定することは困難であるため、平成10年9月末の上場株式の評価損益のみを自己資本算定上考慮する扱いとしている。

(ご参考) 10/9月末 評価損益の状況

有価証券 1,148億(時価相当額の算定が可能な非上場有価証券を含む。)

うち上場株式 -389億

デリバティブ 2,465億(期間損益既計上額を控除。)

目次

1．金額・条件等	
(1)根拠	P 3 ~ P 7
(2)発行金額、発行条件、商品性	P 8 ~ P 1 0
(3)金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	P 1 1
2．経営の合理化のための方策	
(1)経営の現状及び見通し	P 1 2 ~ P 1 9
(2)業務再構築のための方策	P 2 0 ~ P 3 1
3．責任ある経営体制の確立のための方策	
(1)金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	P 3 2
(2)経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	P 3 3 ~ P 4 0
(3)自主的・積極的なディスクロージャー	P 4 1
(4)従来 of 経営責任についての考え方	P 4 1
4．配当等により利益の流出が行われないための方策等	
(1)資本注入前の資本政策	P 4 2
(2)資本注入後の資本政策	P 4 2
5．資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策	P 4 3 ~ P 4 5
6．株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策	
(1)消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	P 4 6
(2)収益見通し	P 4 7 ~ P 4 9
7．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1)各種リスク管理の状況	P 5 0 ~ P 5 1
(2)資産運用に係る決裁権限の状況	P 5 2
(3)行内企業格付け、ローングレーディングによる管理の状況	P 5 3
(4)資産内容	P 5 4 ~ P 5 5
(5)償却・引当方針	P 5 6 ~ P 5 9
(6)含み損益の状況	P 6 0
(7)金融派生商品等取引動向	P 6 1 ~ P 6 2
（補足説明資料）	P 6 3 ~ P 6 5
（優先株式の発行要項）	P 6 6 ~ P 6 9
（劣後特約付社債の発行要項）	P 7 0 ~ P 7 3

1. 金額・条件等

(1) 根拠

「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第7条第1項の一号から三号及び五号の口の規定に基づき、株式等の引受等の承認を申請致します。

<理由>

・「一 協定銀行による株式等の引受により資本の増強が図られなければ、当該発行金融機関等が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該発行金融機関等の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の運営に極めて重大な支障が生じるおそれがあること。」に該当する理由。

当社の自己資本比率は、比較的高水準を維持しており、健全な自己資本の状況にあると考えるが、金融機関向け劣後債務市場の混乱、株式市況の低迷等外部環境が今後の自己資本充実について制約要因となりかねない情勢にある。また、不良債権処理については、現下の経済情勢を踏まえると、現時点で見込みうる範囲で十全の引当・償却を行なうばかりでなく、今後起こりうる万一の事態に対しても十分な備えをしておくことが不可欠と判断している。一方、当社の信認の維持は、金融システム全体ひいては、我が国における金融機能の著しい障害、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況への甚大な影響につながる重要課題と認識している。このような見地から、当社は自己資本の一層の充実により信認維持に努力していく必要があると考えている。

・「二 当該発行金融機関等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受等に係る取得株式等または取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。」に該当する理由。

当社は、安定した財産的基盤を有しており、地域的偏りの無い強力な営業基盤を有し、収益水準は安定的に推移する見込となっており、債務の返済能力には全く懸念なく、「存続が極めて困難である」状態には該当しない。

また、今般引受の申請を行なっている株式等について、以下のとおり、処分は十分可能である。

優先株について

当該優先株式は、普通株式への転換条項が付されており、経営健全化計画の実施による収益性の改善により当社普通株価が上昇した場合、優先株の価値は払込価額を上回ることとなり、処分に問題はない。また、普通株式への転換権が行使できない水準に普通株価がある場合であっても、経営健全化計画6(1)に示したとおり、配当可能利益による買入消却を行なうための利益蓄積は十分可能であり、処分に問題ない。

劣後特約付き社債

当該社債は、公募債としての発行を予定している。発行後6年目以降のステップアップ条項、期前償還条項、買入消却条項等を設け、流通を含め処分に十分留意した商品性になっている。また、経営健全化計画6(1)に示したとおり、償還に必要な自己資本の蓄積は十分可能である。

・「三 第5条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、発行金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分その他の要素を勘案して金融再生委員会が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

ニ 資金の貸付その他信用供与の円滑化のための方策」に該当する理由。

当社作成の経営健全化計画は、金融再生委員会が定める方策に従って作成しているが、その要旨は以下のとおりである。

役職員及び経費の抑制等により経営合理化を行なうこと。

従来からすでに役員報酬の削減、役員数の削減、従業員賞与のカット、従業員の約1,000人の削減等経営合理化に取り組んできたが、さらに追加的に役員報酬の削減、役員数の削減、従業員賞与のカット、従業員数の抑制につとめ、一層の合理化を進める。

(経営健全化計画2(2)ハ)

株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大するなど、当該金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。

現在、第6次中期経営計画を推進中であり、「選択と集中による競争力の抜本的強化」を経営目標に掲げ、業務の再構築(事業ポートフォリオの再構築)に取り組んでいる。経営戦略については、バンキング業務・受託財産業務・国内外の市場運用業務をコアビジネス3本柱として戦略の中心に据えている。具体的には信託機能(スキル)を中核としながら、

- ・バンキング業務における高利鞘・低経費戦略による収益性の抜本的改善
- ・年金性資金を中心とした受託財産業務における飛躍的拡大
- ・国内外の市場運用業務における安定・高収益の実現

以上をさらに徹底することにより、強靱な経営基盤を確立していく方針である。

(経営健全化計画2(2)イ)

営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行なうこと。

保養寮等の福利厚生施設については、グランド・保養寮の閉鎖・処分を計画している。

(経営健全化計画2(2)ハ)

利益の流出を抑制すること。

公的資金の注入効果の持続と返済原資を確保するために、利益の内部留保に一層留意した資本政策の運営に努め、利益の流出の抑制につとめる。配当政策については、従来以上に内部留保に留意する。また、役員報酬・役員賞与については、既に大幅カットもしくは全額返上しているが、当面の間この水準を維持する予定である。

(経営健全化計画4)

国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

当社の貸出先は、大企業が約50%、中堅企業が約10%、中小企業が約40%(うち個人約8%)となっており、大企業比率が極めて高い一方、中小企業比率については、店舗数・社員数等が大きく異なる大手都銀と比べて低い水準にある。また、ノンバンク・不動産業向け貸出しの比率が比較的高い。

この現状を踏まえ、不良資産の前倒し処理・優良資産の積極的取り込みによる貸出資産の入れ替え・ポートフォリオの早期健全化を図るとともに、資金の円滑な供給を促進するため、健全な取引先の需資に対しては企業規模に拘わらず積極的に取り組む。

また、多様化する企業のファイナンスニーズに対し、信託の仕組み・機能も活用した資金仲介機能強化に注力し、中小企業を含む我が国産業界の健全な発展に寄与していく。

(経営健全化計画 5)

・「五 当該金融機関が健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するときは、次に掲げるいずれかの場合であること

ロ．急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じており、又は相次いで生じるおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合」に該当する理由。

当社の平成10年中間期末における自己資本比率は9.46%であり、当社は健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当している。

昨年来、大手邦銀の資金調達に困難を伴う状況が継続しており、今後の経済環境の動向によっては資金調達能力の減少から、金融機関等による信用供与能力の一段の低下が発生し、その結果急激かつ大幅な信用供与の収縮が相次いで生じうる状況にある。この状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受等が不可欠であると考えている。

(2)発行金額、発行条件、商品性

発行条件に関しましては、「個別金融機関において、普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とする」とした金融再生委員会の考え方を踏まえて申請します。

発行金額：総額3,000億円（内優先株式2,000億円、劣後特約付き社債1,000億円）

転換型優先株の概要（詳細 後記「優先株式の発行要項」（P.66～69）ご参照）

・発行条件

発行価額：	1株につき2,000円
払込日：	平成11年3月30日（発行年月日 平成11年3月31日）
優先配当金：	1株につき年16円20銭（うち優先中間配当金 8円10銭）
配当起算日：	平成11年3月31日

・商品性

1 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、普通株式に先立ち本優先株式1株につき2,000円を支払う。本優先株式に対しては、上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

2 消却

当社はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。ただし、金融監督庁の事前の承認を条件とする。

3 議決権

本優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、当社株主総会における議決権がない。

4 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式についての株式の併合または分割は行われず、新株引受権、転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権に与えられない。

5 普通株式への転換

(1) 転換請求期間

平成15年7月31日から平成20年7月31日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という）を定めるときはその翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換条件

当初転換価額

974円

転換価額の修正

- ・ 転換価額修正日：平成15年8月1日から平成19年8月1日までの毎年8月1日。
- ・ 修正後転換価額：転換価額修正日の時価を2.0%上回る価額。

* 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除き、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。

* 上記「転換価額修正日の時価を2.0%上回る価額」が当初転換価額を上回る場合は、修正後転換価額は当初転換価額（以下「上限転換価額」という）とし、500円を下回る場合は、修正後転換価額は500円（以下「下限転換価額」という）とする。

転換価額調整条項

本優先株には、募集要項に定める転換価額調整条項を付する。

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行すべ} \\ \text{き普通株式数} \end{array} = \frac{\text{優先株主が転換請求の} \\ \text{ために提出した優先株式} \\ \text{の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 普通株式への一斉転換条項

平成20年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成20年8月1日をもって、本優先株式1株の払込金相当額を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が普通株式の額面金額または500円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

7 優先株式の転換と配当金

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

劣後特約付き社債（永久劣後社債）の概要（詳細 後記「劣後特約付社債の発行要項」（P.70～73）ご参照）

・発行条件

利率	当初5年： 6ヵ月Libor+1.75% 6年以降： 6ヵ月Libor+2.25%（ステップアップ0.5%）
発行価額	額面100円につき100円
償還価額	額面100円につき100円
払込期日	平成11年3月31日
償還日	永久

・商品性

1. 償還

(1) 期限前償還

当社は、平成16年3月31日以降の各利払期日にその全額または一部を発行条件に定める償還価額で期限前償還することができる。

(2) 買入消却

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、行うことができる。

2. 利息支払の方法

(1) 第1回利払日：平成11年9月30日

以後毎年3月31日および9月30日の2回

(2) 支払期日が東京における銀行休業日に当たるときは、その支払いは前営業日にこれを繰り上げる。

(3) 利息金額 = 社債額面金額 × 利率 × $\frac{\text{利息期間の実日数}}{360 \text{日}}$

(円位未満の端数切捨て)

3. 劣後特約

(1) 本社債には、劣後特約を付する。

(2) 償還及び利息の支払は劣後特約に従う。

4. 期限の利益喪失

(1) 本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付さない。

(2) 本社債の社債権者は、商法第334条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

(3) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

<算定根拠>

不良債権処理の一層の積極化による引当の積み増し等により、今年度の不良債権等の処理費用が中間決算発表時の業績予想の際の3,300億円に比べて大幅に増加することが見込まれる。さらに、来年度以降に不良債権処理が増加した場合にも備えうる万全の資本基盤を確立するため、グローバルスタンダードとして求められるTier 1比率6%程度を達成することを目指し、今期損益の動向を勘案して2,000億円の優先株による資本注入を申請する。

さらに、金融システム・経済環境の動向によっては、銀行向け資本市場の混乱の継続・追加的な償却増額増加等、当社の資本に影響を及ぼす事象が生じる可能性に備え、万一の事態に直面しても一定の金融仲介能力を確保するために、平成12年度までの期限付き劣後債務のTier 2算入減少見込額48億に見合う補完的資本調達として永久劣後債により1,000億円の資本注入を申請する。

<自己資本の活用方針>

貸出資産について、従来以上に厳格な自己査定を実施し、償却を促進するとともに、要注意資産に対する一般貸倒引当金の引当率を引上げることで、当社の有する資産の健全化を促進し、市場における信用力の改善をはかり、不測の事態における資金調達能力の一層の安定化と向上を図り、信用秩序の健全化に貢献する。

さらに、今後の景況変動にともない発生しうる不良債権への対応余力を確保するため、予め自己資本比率を高めておくことで、一層の市場における信用力向上をはかり、貸出能力の安定化を図る。

また、前向きな業務再構築として、年金等の受託財産業務について積極的システム投資を実施するなど、業務の拡大に努めるが、さらに事業規模の飛躍的拡大のために、機会があれば適正価格での法人信託業務等の事業買収も視野に入れて資本を活用することを検討する。

2. 経営の合理化のための方策

(1) 経営の現状及び見通し

イ. 概況

<経営計画>

現在、平成9年4月にスタートした第6次中期経営計画（3ヶ年）を推進中で、「選択と集中による競争力の抜本的強化」「強靱な営業基盤構築による顧客満足度の引き上げ」「グローバルスタンダードに立った経営効率の改善と透明性の確保」の3点を経営目標に掲げ、バンキング業務・受託財産業務・国内外の市場運用業務をコアビジネス3本柱とし、業務の再構築（事業ポートフォリオの再構築）に取り組んでいる。（後記「今後の経営戦略」ご参照）

<財務概況>

信託勘定償却前業純

実利益である信託勘定償却前業純は、近年の長期的な金利低下局面において適切なALMオペレーションの成果が寄与し、高水準で推移してきた。リスク管理に十分留意した債券投資等、資金の効率運用とフィー収入の維持・拡大、低経費体質の維持に注力し今年度も2,000億円程度の水準を確保できる見通し（平成7年3月期から5年連続）。

不良債権処理

前回中期経営計画（平成6年4月～平成9年3月）で最優先課題に掲げ前倒し処理に努めると共に、昨年度からは自己査定制度の導入により一層の健全化を図った。

今年度については、期初は処理の一巡を想定していたが中間期に大手銀行系ノンバンクの破綻に伴う大口処理を余儀なくされた他、経済環境等から劣化リスクや潜在リスクに対し償却・引当基準を変更し予防的に一段の処理を行なう方針で、通期の貸出金コストは50百億円超となる見通し。

当期利益

不良債権等の処理に伴い今年度は平成8年3月期以来の赤字決算を見込む。

今後の計画

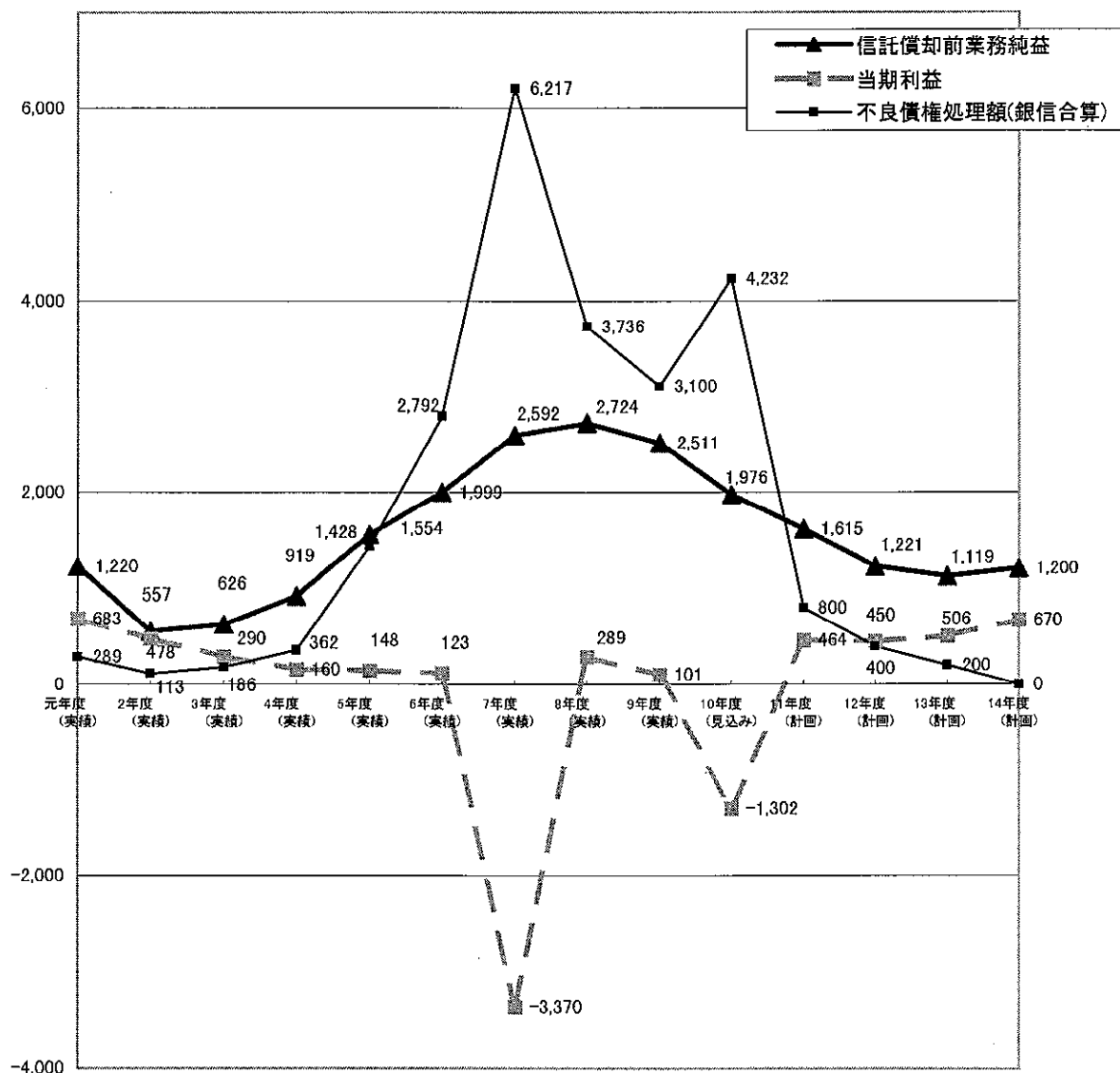
市場構造の変化を捉えた受託財産業務等フィー収入の拡大を軸に事業ポートフォリオ・収益構造の変革を進める。金利上昇環境下、債券投資等の利鞘は当面縮小すると想定し、業純率等では平成13年3月期にかけて減収傾向を見込むが、一方、不良債権等の処理コストも経済環境の正常化につれ減少を見込むため当期利益・ROEは明確な回復過程に入る計画。

<合理化が必要となった背景>

日本版ビッグバンが一気に本格化しボーダーレスの競争が激化する中で、市場から評価され顧客から選ばれる金融機関として勝ち抜くためには、不良債権問題から早期に脱却しつつ、当社の強みへの経営資源の集中と低経費体質の強化によって引き続き収益力を強化していくことが喫緊の課題であると認識している。このため後述する経営戦略を展開しリストラ計画を推進して、一層強固な経営基盤の確立を目指すこととした。

(億円)

利益・不良債権処理額推移



(注) 信託償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理額

8年度の信託償却前業務純益は、政令改正に伴う特別留保金取崩益(2,236億)を控除した計数。

10年度決算見込み

(単位:億円)

	10年度見込み		9年度実績
	10/上実績		
償却引当業務純益	2,046	2,752	2,572
うち国債等債券損益	673	622	347
不良債権処理額(信託)(A)	590	790	278
一般貸倒引当金繰入額(B)	175	775	60
業務純益	1,280	1,186	2,232
株式等損益(3勘定戻)	396	379	687
不良債権処理額(銀行)+特海債(C)	1,535	3,485	2,821
経常利益	110	-2,044	56
当期利益	101	-1,302	101
1株当たり配当金(円)(普通株式)	4.00	7.50	8.00
広義貸出金コスト(A)+(B)+(C)	2,301	5,051	3,161

(図表 1 - 1) 収益動向及び計画

()内は株式等の引受け等の承認を前提としない場合の見込み計数

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	9/9月期 実績	10/9月期 実績
(規模)資産、負債は平残、資本勘定は未残>					
(億円)					
総資産	176,906	183,085	185,619 (185,619)	175,883	187,565
貸出金	92,677	94,789	92,005 (92,005)	91,878	94,387
有価証券	46,657	50,216	50,900 (50,900)	47,586	52,372
特定取引資産	-	3,669	4,053 (4,053)	3,473	3,802
総負債	173,038	178,139	181,479 (181,479)	171,760	183,538
預金・NCD	89,865	107,862	114,519 (114,519)	99,447	117,851
債券	-	-	- (-)	-	-
特定取引負債	-	99	91 (91)	12	91
資本勘定計	4,899	4,897	7,193 (5,193)	5,147	4,947
資本金	1,927	1,927	2,927 (1,927)	1,927	1,927
資本準備金	1,463	1,463	2,463 (1,463)	1,463	1,463
利益準備金	342	363	385 (385)	353	374
剰余金	1,165	1,141	1,417 (1,417)	1,402	1,181

(収益)

(億円)					
業務粗利益	5,351	3,844	3,538 (3,538)	2,030	2,239
信託報酬	3,255	1,593	899 (899)	836	415
資金利益	1,720	1,528	1,711 (1,711)	859	1,006
役員取引等利益	283	282	260 (728)	706	700
その他業務利益	92	377	647 (647)	153	674
国債等債券関係損()益	87	347	622 (622)	131	673
経費	1,464	1,551	1,576 (1,576)	773	782
人件費	645	696	690 (690)	340	351
物件費	769	796	830 (830)	403	402
一般貸倒引当金繰入額	14	60	775 (775)	-3	175
業務純益	3,872	2,232	1,186 (1,186)	1,260	1,280
信託勘定償却前業務純益(注1)	4,960	2,511	1,976 (1,976)	1,371	1,870
貸出金償却	218	57	0 (0)	3	0
債権償却特別勘定繰入額 (個別貸倒引当金繰入額)	2,079	2,580	3,282 (3,282)	1,010	1,424
株式等関係損()益	-421	687	379 (379)	100	396
株式等償却	518	1,464	120 (120)	925	95
経常利益	789	56	-2,044 (-2,044)	288	110
特別利益	23	114	17 (17)	24	2
特別損失	498	17	8 (8)	11	4
税引後当期利益	289	101	-1,302 (-1,302)	300	101

(前年同期比、億円)

リストラによる経費削減額	15	16	8 (8)	7	3
営業基盤の強化による粗利益増加額	-	-	- (-)	-	-
リストラによる経費削減累計額	78	94	103 (103)	86	98
営業基盤の強化による粗利益増加累計額	-	-	- (-)	-	-

(注) リストラによる経費削減累計額は、平成5年度以降の累計額。

(配当) (普通株式)

(億円、円、%)					
配当可能利益	1,154	1,127	1,408 (1,408)	1,376	1,156
配当金	91	104	97 (97)	52	52
配当率	14.00	16.00	15.00 (15.00)	16.00	16.00
配当性向	31.43	102.52	- (-)	17.33	51.08

(経営指標)

(%)					
資金運用利回(A) (注2)	3.94	3.54	3.50 (3.50)	3.67	3.52
貸出金利回(B)	2.86	2.75	2.64 (2.64)	2.71	2.66
有価証券利回	3.78	3.51	3.23 (3.23)	3.65	3.48
資金調達利回(C)	2.76	2.43	2.29 (2.29)	2.42	2.27
預金利回(含むNCD)・信託元本利回(D)	1.71	1.61	1.71 (1.71)	1.58	1.48
資金粗利鞘(A)-(C)	1.18	1.11	1.20 (1.20)	1.25	1.26
預貸金粗利鞘(B)-(D)	1.16	1.13	0.93 (0.93)	1.13	1.18
預貸金利鞘(B)-(D)-(E) (注3)	0.42	0.36	0.07 (0.07)	0.35	0.37
経費率(E)	0.73	0.77	0.86 (0.86)	0.78	0.80
人件費率	0.32	0.35	0.37 (0.37)	0.34	0.36
物件費率	0.39	0.40	0.45 (0.45)	0.41	0.41
非金利収入比率 (注4)	67.86	60.25	51.63 (51.63)	57.68	55.07
ROE(信託勘定償却前業務純益/資本勘定)	101.23	51.28	27.47 (38.05)	53.27	75.62
ROE(業務純益/資本勘定)	103.04	45.58	16.48 (22.83)	48.96	51.76
ROE(税引後当期利益/資本勘定)	5.92	2.08	- (-)	11.66	4.12
ROA(信託勘定償却前業務純益/総資産)	2.80	1.37	1.06 (1.06)	1.55	1.99
ROA(業務純益/総資産)	2.18	1.21	0.64 (0.64)	1.43	1.36

(注1) 信託勘定償却前業務純益とは、業務純益から信託勘定での不良債権処理額を控除したものの9/3月期の信託勘定償却前業務純益は政令改正に伴う特別留保金取崩益(2236億)を含む計数。特別留保金取崩益控除後の信託勘定償却前業務純益は2724億。

なお、ROE・ROAの算出に際しては、特別留保金控除後の計数を使用。

(注2) 資金運用利回り等の利回り、粗利鞘等は、銀行勘定・合同勘定・貸信勘定の合算ベースで算出。

(注3) 預貸金利鞘算出式の経費率には定義上、年金業務等預貸業務以外の経費が含まれるため、その影響を排除するため預貸金粗利鞘を併記した。

(注4) 非金利収入には貸信・合同の信託報酬が含まれる。(貸信・合同の信託報酬及び国債等債券関係損益を除いた10/3月期の実質的な非金利収入比率は、20%程度。)

(図表 1 - 1)収益動向及び計画

元本補てん契約のある信託の内訳（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	9/9月期 実績	10/9月期 実績
(1) 合同運用指定金銭信託					
(規模)＜未残ベース＞					
総資産	11,504	11,513	11,663 (11,663)	12,652	12,810
貸出金	5,712	5,004	4,725 (4,725)	5,224	4,725
有価証券	1,755	1,747	2,236 (2,236)	1,702	2,135
その他	4,036	4,761	4,701 (4,701)	5,725	5,948
総負債	11,504	11,513	11,663 (11,663)	12,652	12,810
元本	10,211	10,030	10,435 (10,435)	11,332	11,462
その他	1,292	1,483	1,228 (1,228)	1,319	1,347
(2) 貸付信託					
(規模)＜未残ベース＞					
総資産	89,013	67,067	47,882 (47,882)	76,844	54,150
貸出金	32,178	26,158	19,696 (19,696)	29,297	22,294
有価証券	13,025	10,126	7,196 (7,196)	11,988	8,154
その他	43,808	30,782	20,990 (20,990)	35,558	23,701
総負債	89,013	67,067	47,882 (47,882)	76,844	54,150
元本	85,490	63,595	46,212 (46,212)	74,138	52,242
その他	3,522	3,471	1,670 (1,670)	2,706	1,908

(図表 1 - 2) 収益動向及び計画

()内は株式等の引受け等の承認を前提としない場合の見込み計数

	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
(規模) <資産、負債は平残、資本勘定は未残> (億円)					
総資産	185,619 (185,619)	176,504	173,630	173,726	176,885
貸出金	92,005 (92,005)	86,031	85,862	85,293	84,729
有価証券	50,900 (50,900)	49,838	49,198	48,277	47,821
特定取引資産	4,053 (4,053)	4,695	4,695	4,695	4,695
総負債	181,479 (181,479)	170,646	167,830	167,753	170,578
預金・NCD	114,519 (114,519)	112,991	113,501	116,461	121,064
債券	- (-)	-	-	-	-
特定取引負債	91 (91)	91	91	91	91
資本勘定計	7,193 (5,193)	7,558	7,900	8,072	8,635
資本金	2,927 (1,927)	2,927	2,927	2,927	2,927
資本準備金	2,463 (1,463)	2,463	2,463	2,463	2,463
利益準備金	385 (385)	404	426	447	469
剰余金	1,417 (1,417)	1,762	2,083	2,233	2,775

(収益)

(億円)

業務粗利益	3,538 (3,538)	2,843	2,607	2,603	2,688
信託報酬	899 (899)	840	952	1,093	1,133
資金利益	1,711 (1,711)	1,703	1,391	1,216	1,233
役務取引等利益	260 (728)	267	268	282	296
その他業務利益	647 (647)	18	-27	-16	-4
国債等債券関係損()益	622 (622)	-35	-54	-43	-31
経費	1,576 (1,576)	1,517	1,506	1,484	1,487
人件費	690 (690)	663	665	640	632
物件費	830 (830)	797	786	791	803
一般貸倒引当金繰入額	775 (775)	-	-	-	-
業務純益	1,186 (1,186)	1,325	1,101	1,119	1,200
信託勘定償却前業務純益(注1)	1,976 (1,976)	1,615	1,221	1,119	1,200
貸出金償却	0 (0)	-	-	-	-
債権償却特別勘定繰入額 (個別貸倒引当金繰入額)	3,282 (3,282)	510	280	200	-
株式等関係損()益	379 (379)	-	-	-	-
株式等償却	120 (120)	-	-	-	-
経常利益	-2,044 (-2,044)	797	771	869	1,150
特別利益	17 (17)	-	-	-	-
特別損失	8 (8)	1	-	-	-
税引後当期利益	-1,302 (-1,302)	464	450	506	670
(前年同期比、億円)					
リストラによる経費削減額	8 (8)	15	8	12	9
営業基盤の強化による粗利益増加額	- (-)	37	66	74	99
リストラによる経費削減累計額	103 (103)	118	126	139	148
営業基盤の強化による粗利益増加累計額	- (-)	37	103	177	275

(注) リストラによる経費削減累計額は、平成5年度以降の累計額。

(配当) (普通株式)

(億円、円、%)

配当可能利益	1,408 (1,408)	1,750	2,068	2,216	2,755
配当金	97 (97)	91	91	91	91
配当率	15.00 (15.00)	14.00	14.00	14.00	14.00
配当性向	- (-)	19.60	20.24	17.97	13.57

(経営指標)

(%)

資金運用利回(A) (注2)	3.50 (3.50)	3.56	3.71	3.79	3.81
貸出金利回(B)	2.64 (2.64)	2.89	3.06	3.26	3.24
有価証券利回	3.23 (3.23)	2.92	2.81	2.73	2.61
資金調達利回(C)	2.29 (2.29)	2.51	2.72	2.85	2.93
預金利回(含むNCD)・信託元本利回(D)	1.71 (1.71)	2.20	2.37	2.46	2.51
資金粗利(率)(A)-(C)	1.20 (1.20)	1.05	0.98	0.94	0.88
預貸金粗利(率)(B)-(D)	0.93 (0.93)	0.69	0.69	0.81	0.73
預貸金利(率)(B)-(D)-(E) (注3)	0.07 (0.07)	-0.21	-0.24	-0.13	-0.21
経費率(E)	0.86 (0.86)	0.90	0.93	0.94	0.94
人件費率	0.37 (0.37)	0.39	0.41	0.40	0.40
物件費率	0.45 (0.45)	0.47	0.49	0.50	0.51
非金利収入比率 (注4)	51.63 (51.63)	40.10	46.65	53.28	54.14
ROE(信託勘定償却前業務純益/資本勘定)	27.47 (38.05)	21.37	15.46	13.87	13.91
ROE(業務純益/資本勘定)	16.48 (22.83)	17.54	13.94	13.87	13.91
ROE(税引後当期利益/資本勘定)	- (-)	6.14	5.69	6.28	7.77
ROA(信託勘定償却前業務純益/総資産)	1.06 (1.06)	0.92	0.70	0.64	0.68
ROA(業務純益/総資産)	0.64 (0.64)	0.75	0.63	0.64	0.68

(注1) 信託勘定償却前業務純益とは、業務純益から信託勘定での不良債権処理額を控除したものを。

(注2) 資金運用利回り等の利回り、粗利(率)、経費率等は、銀行勘定・合同勘定・貸付勘定の合算ベースで算出。

(注3) 預貸金利(率)算出式の経費率には定義上、年金業務等預貸業務以外の経費が含まれるため、その影響を排除するため預貸金粗利(率)を併記した。

(注4) 非金利収入には貸付・合同の信託報酬が含まれる。(貸付・合同の信託報酬及び国債等債券関係損益を除いた15/3月期の実質的な非金利収入比率は、40%程度の見込み。)

(図表 1 - 2)収益動向及び計画

元本補てん契約のある信託の内訳（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）

	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画	
(1) 合同運用指定金銭信託						
(規模)未残ベース>						
	(億円)					
総資産	11,663	(11,663)	12,466	12,399	12,332	12,265
貸出金	4,725	(4,725)	4,725	4,725	4,725	4,725
有価証券	2,236	(2,236)	2,185	2,185	1,699	1,222
その他	4,701	(4,701)	5,555	5,488	5,907	6,317
総負債	11,663	(11,663)	12,466	12,399	12,332	12,265
元本	10,435	(10,435)	11,154	11,094	11,034	10,974
その他	1,228	(1,228)	1,312	1,305	1,298	1,291
(2) 貸付信託						
(規模)未残ベース>						
	(億円)					
総資産	47,882	(47,882)	38,189	31,691	27,352	23,353
貸出金	19,696	(19,696)	16,536	14,396	12,256	10,116
有価証券	7,196	(7,196)	5,070	3,304	1,867	1,515
その他	20,990	(20,990)	16,583	13,991	13,228	11,722
総負債	47,882	(47,882)	38,189	31,691	27,352	23,353
元本	46,212	(46,212)	36,861	30,592	26,412	22,572
その他	1,670	(1,670)	1,328	1,099	940	781

(図表2)自己資本比率の推移(注1)

国際統一基準を採用

(億円)

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
普通株式	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
優先株式(非累積型)	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
優先出資証券	-	-	-	-	-	-	-
資本準備金、利益準備金、任意積立金	2,880	2,902	4,172	4,543	4,914	5,086	5,657
次期繰越利益金	2,456	2,984	493	514	519	553	579
その他	6	6	6	6	6	6	6
Tier 計	7,271	7,821	7,599	7,990	8,366	8,572	9,169
優先株式(累積型)	-	-	-	-	-	-	-
優先出資証券	-	-	-	-	-	-	-
永久劣後債	-	500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
永久劣後ローン	-	-	-	-	-	-	-
有価証券含み益	2,979	1,636	1	1	1	-	-
土地再評価益	-	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金	286	343	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
その他	-	-	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	3,262	2,480	2,620	2,620	2,620	2,620	2,620
期限付劣後債	1,842	1,940	1,934	1,671	1,282	1,532	1,760
期限付劣後ローン	1,300	1,278	1,148	998	848	598	370
その他	-	-	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	3,142	3,218	3,082	2,669	2,130	2,130	2,130
Tier 計	6,404	5,699	5,702	5,289	4,750	4,750	4,750
Tier	-	-	-	-	-	-	-
自己資本合計	13,676	13,520	13,301	13,279	13,116	13,322	13,919
							(億円)
リスクアセット	141,276	130,601	127,091	126,250	124,494	120,878	117,287
オンバランス項目	120,835	113,146	109,327	109,363	108,235	105,057	101,861
オフバランス項目	20,440	16,388	14,280	13,403	12,775	12,337	11,942
その他(注2)	-	1,065	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484
							(%)
自己資本比率	9.68	10.35	10.47	10.52	10.54	11.02	11.87
上場株式の評価方法(原価法・低価法)	低価法	低価法	原価法	原価法	原価法	時価法	時価法

(注1)(試算に係る前提条件)

- ・平成10年9月末水準(為替135.35円、日経平均13,406円)にて試算。
- ・平成14年3月期以降は劣後債の新規調達により、Lower Tier の水準維持を前提としている。

(注2)マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額

(注3)平成14年3月期以降、時価会計の導入が見込まれるが、現時点では自己資本に与える影響額を合理的に算出することは困難である。

当社は時価会計導入対象資産について含み益を有しているが、保守的な取り扱いとするため、本表では平成10年9月末の上場株式評価損益(389億円)のみを考慮しBIS比率を算出している。

ロ．内外市場における資金運用調達の状況

(図表3) 資金繰り状況

(億円)

	9/9月末 実績	10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み
コア調達(A)	134,386	127,242	123,704	119,142
コア預金(注1)	124,920	121,649	119,534	114,926
うち預金	30,246	39,694	48,895	51,072
うち貸付信託	75,750	64,785	52,938	46,935
うち合同金銭信託	18,924	17,170	17,701	16,919
信託勘定借 金融債	9,466 -	5,593 -	4,170 -	4,216 -
コア運用(B) (注2)	158,097	158,818	151,010	148,011
貸出	107,217	106,001	100,947	95,377
投資有価証券等	50,880	52,817	50,063	52,634
コア運調尻(A)-(B)	-23,711	-31,576	-27,306	-28,869
自己資本・現金等	7,528	7,396	8,400	9,516
市場性調達(C) (注3)	27,630	32,636	27,519	28,304
大口定期	9,639	8,966	9,016	9,016
NCD等	17,991	23,670	18,503	19,288
市場性運用(D) (注4)	11,447	8,456	8,613	8,951
市場性運調尻(C)-(D)	16,183	24,180	18,906	19,353
インターバンクO/Nホーディング(注5)	-1,245	-3,417	-2,598	-4,020

(注1) コア預金は、流動性預金、変動定期預金、10億円未満の固定定期預金、貸付信託、合同金銭信託。

(注2) コア運用は、居住者向け円貸貸出金、有価証券、金銭の信託、預け金。

(注3) 市場性調達は、10億円以上の固定定期預金、NCD、売渡手形、レボ調達。

(注4) 市場性運用は、買入手形、レボ運用、NCD、CP、日銀預け金、コールローン、円投。

(注5) プラスは調達超、マイナスは運用超。ターム物を含む。

(図表4) 外貨資金運用調達状況

(百万ドル)

	9/9月末 実績	10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み
外貨運用計	37,532	33,428	32,923	30,000
うち外貨建て有価証券	13,497	12,787	11,711	11,000
外貨建て貸出	15,118	14,029	12,825	10,326
インパクトローン(注1)	1,415	961	833	763
インターバンク運用	7,014	5,174	6,993	7,000
外貨調達計	37,532	33,428	32,923	30,000
うちインターバンク調達	25,675	17,341	14,353	10,800
円投(注2)	9,414	14,367	16,760	17,500
顧客性預金	2,216	1,497	1,189	1,000

(注1) ユーロ円インパは除く。

(注2) 円投にはインターバンクによるユーロ円調達を含む。

(2)業務再構築のための方策

イ. 今後の経営戦略

現在、第6次中期経営計画を推進中であり、「選択と集中による競争力の抜本的強化」を経営目標に掲げ、業務の再構築(事業ポートフォリオの再構築)に取り組んでいる。

経営戦略については、バンキング業務・受託財産業務・国内外の市場運用業務をコアビジネス3本柱として戦略の中心に据えている。信託機能(スキル)を中核としながら、

- ① バンキング業務における高利鞘・低経費戦略による収益性の抜本的改善
- ② 年金性資金を中心とした受託財産業務における飛躍的拡大
- ③ 国内外の市場運用業務における安定・高収益の実現

以上を達成し、強靱な経営基盤を確立していく方針である。(詳細後述)

<コアビジネス再構築のための体制・インフラ整備>

平成4年度以降、人員削減・国内外拠点の統廃合など相当の合理化を実施し、既に限られた人員・国内外拠点での効率的業務運営を徹底しているが、以上の経営戦略のもと、一層のコアビジネス再構築のための体制・インフラ整備として、

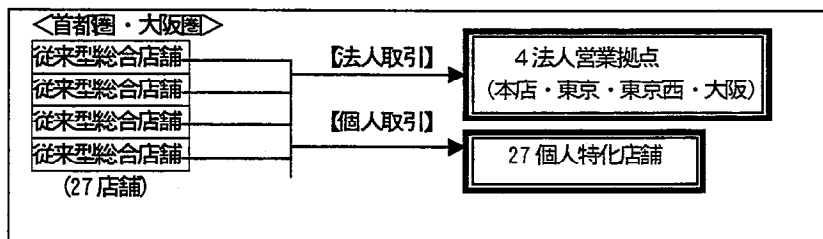
- ① 国内拠点のマーケット別営業体制の確立
- ② 海外拠点の統合整理
- ③ 受託財産業務・バンキング業務間の経営資源の効率的かつ効果的配分
- ④ 外部との提携・ネットワークの活用
- ⑤ 専門性を追求する人材の養成、採用・給与体系

以上により、競争優位性を確保し、常に顧客を中心に据えた業務運営を通じて高品質の金融サービスを提供していく方針である。

① 国内拠点のマーケット別営業体制の確立

平成4年度以降、既に8店舗(13%)の統廃合を実施し、少数店舗での効率運営に努めているが、更に、顧客サービスにおける専門性強化と店舗運営の効率化を狙いとした首都圏・大阪圏の法人営業部門の4営業拠点への集約化と従来型総合店舗の個人営業中心店舗への転換による法人・個人のマーケット別営業体制整備を、この2月にすべて完了した。

この結果、53本支店(除く出張所)のうち過半の27店舗が従来型総合店舗から個人営業中心店舗に転換(従来の個人特化店舗を合わせると本支店の約2/3が個人特化店舗化)され、法人・個人の両マーケットで専門性の高いサービスを提供する体制が確立した。



海外拠点の統合整理

平成4年度以降、4拠点（駐在員事務所等除く）（17%）の統合整理を実施している。

今後は、国際部門のコア業務たる投資・市場運用業務と受託財産業務の一層強化の観点から海外拠点の見直しを図り、11年度中に19の海外拠点のうち7拠点を、更に14年度までに2拠点の計9拠点（ピーク比13拠点（56%）の削減）を統合整理する計画である。当社における海外拠点は、高収益を実現している市場運用業務の他、年金をはじめとした国内顧客等の国際分散投資や情報提供ニーズに応え、トラスティー（信託の受託者）に要求される高度な金融サービスを提供するうえで、ニューヨーク・ロンドン等、主要マーケットを中心とした拠点網は必要不可欠のものであり、上記整備を通じて、より高度なサービスを提供する体制を構築する。（国際部門の業務展開および統合整理の考え方についてはP.23ご参照）

受託財産業務・バンキング業務間の経営資源の効率的かつ効果的配分

限られた資源を前提として各業務間での資源配分を実施しており、効率化を進め収益性を高めるバンキング業務から受託財産業務へ、9・10年度で100人を超える人員シフトを実施する。

一方、重点戦略分野である受託財産業務については、業務の専門性に加え、多様化する顧客ニーズに応え多様なシステム投資によって初めて可能となる高度な事務処理能力確保により引き続き優位性を確保していくため、適正規模のシステム投資を実施する方針である。

提携・ネットワークの活用

限られた経営資源を有効に活用するためにはオール自前主義から脱却し、提携等を通じて競争力を一層強化する。AIGグループとの合併によるエイミック投信投資顧問の設立のほか、三菱金融4社プロジェクトにおいては、投信評価会社設立、所謂日本版401Kに係るシステム共同開発の検討など既に具体的取り組みに着手している。

また、システム部門については、子会社MSKへの業務委託による効率化を進めてきたが、更にこの4月以降、一層の効率化を狙いとして、システムの運用管理業務のアウトソーシングを進める方針である。（詳細後述）

専門性を追求する人材の養成、採用・給与体系

信託銀行としての専門性を追求し、多様化・高度化する顧客ニーズに応える知識・スキルの更なる向上と顧客志向の徹底を図る。

運用力強化のための証券アナリスト、個人業務におけるFP資格取得の他、年金アクチュアリー・不動産鑑定士・宅地建物取引主任者等、信託の専門性を代表する資格取得についても強力に推進していく。

また、一般職・55才以降のシニアの活躍の場を拡大し、人的ポートフォリオの再構築（各職種に期待する仕事の範囲の見直し、正社員・準戦力・アウトソーシングの戦力ミックスの組み替え）により、人材の効率的活用を進めつつ専門性の強化に繋げていく方針である。

採用については、スキルを重視した中途採用を含め多様化を図るとともに、都銀等に比べ業務範囲の広い信託銀行として新卒採用についても業務別採用等の実施を検討する。

給与体系については、能力主義・成果主義の更なる徹底を図る中で、年俸制導入や職務給の見直し等を含めた抜本的制度改訂を検討し、処遇としてメリハリがあり、社員にとってもやりがいを実感できる仕組みへの変更を図る。

「ビッグバンによる変化の中にビジネスチャンスがある」との認識のもと、コアビジネス3本柱を中心に以下の業務運営を図る。

受託財産業務における飛躍的拡大

受託財産業務については積極的拡大を図り、受託財産預かり資産残高約20兆円(平成10年12月)を約50兆円(平成15年3月)に拡大し、受託財産業務収益約750億円(平成15年3月期)を目指す計画である。

特に年金業務等は今後成長(69 103兆円=平成15年3月推計値)が見込める市場であることから、

マーケット別営業体制整備(前述)により、法人営業4拠点の中にそれぞれ年金営業専担部(計6部)を設置することによる営業体制の強化

システム(営業店端末・共通インフラ等を除く計画化案件のうち8割程度が受託関連等投資)・人員(低経費戦略のバンキング業務から受託財産業務への人員シフト 9・10年度約100人)等積極的な資源投入

永年培った専門性と多大なシステム投資に因って初めて可能となる高度な事務処理能力を駆使

海外拠点整理による海外主要マーケットを中心とした海外投資戦略強化

以上により顧客・受託額拡大に繋げ、受託残高9.7兆円・年金部門収益500億円を目指す計画である。

当社は、「運用能力」や「新たに委託したい金融機関」について顧客からトップクラスの評価(「年金情報」誌より)をいただいております。また、平成10年上期の適格退職年金と厚生年金基金残高では、残高上位5金融機関中、当社が唯一純増(「日経金融新聞」より)するなど、既に顕著な実績を挙げている。

また、証券業務は、資産運用業務の他、年金特金・投信受託等の証券管理業務を中心に受託拡大を図る方針である。

バンキング業務の低経費・高利権戦略による収益性の抜本的改善

預貸業務は、金融機関の顧客取引のベースであり、また、受託財産業務の拡大等信託業務展開にあたっての顧客リレーションを維持していく観点からも重要な業務であることから、マーケット別営業体制整備、資源再配分等により専門性強化と効率化を進めつつ、コア顧客を中心とした業務運営を図る。

個人業務については、従来型総合店舗の個人特化店舗への転換をこの2月までに完了し、専門性を高め、これらを個人業務の戦略拠点としてコア顧客拡大を図る。

個人資金吸収戦略上、都銀等のマス・リテール・バンキング(個人の生活性資金吸収)市場での競争を回避し、アッパーミドル層をコア顧客として、資産運用業務の他、不動産・遺言信託といった信託固有業務(フィービジネス)での差別化と収益性の改善を図りながら、中長期的資産形成に資するパートナーとして「資産形成のメインバンク」を目指す方針である。

また、定期預金商品(スプリング・グローイング)開発、全店での投信窓販開始により顧客の利便性を確保するとともに、預貸スプレッドの拡大により、収益性の改善を図っている。

法人業務については、首都圏・大阪圏の4営業拠点を中心に法人取引を集約(貸出残高の約8割)し、バンキング機能と信託機能の融合営業の推進と専門性の高いサービスを提供する体制を確立することにより、決済機能・預貸業務中心の他業態との差別化を図る方針である。

具体的には、4営業拠点内に企業金融・年金・不動産等のそれぞれ専担部を設置し、預貸業務をベースとして信託固有の業務等(年金・不動産・資産流動化・信託型資産運用)を展開し、「スキルで評価されるコアバンク」を目指す。

また、信用リスク管理に充分留意し、社内格付制度による信用リスクに見合った適正スプレッド確保、所謂ノンバンク・不動産等への貸出比率の引下げ等により、信用リスク削減及び収益性の改善を進めているが、合わせて、より信用リスクに見合った適正な収益管理を実現するための信用リスク定量化のシステム構築に取り組んでいる。

国内外の市場運用業務における安定・高収益の実現

高収益を挙げている市場運用業務については、機動的なポートフォリオ運営に努める一方、グローバル・スタンダードに則ったリスク管理体制の高度化を図りつつ、安定・高収益の実現を目指す方針である。

国際業務

国際部門は、投資・市場運用業務と受託財産業務をコア業務と位置づけており、いずれも当社収益の中核をなすものである。海外拠点はこれら業務の戦略拠点であり、高収益を実現している市場運用業務の他、年金をはじめとした国内顧客等の国際分散投資や情報提供ニーズに応えるため、ニューヨーク・ロンドン等主要マーケットを中心とした拠点網は必要不可欠のものであると考えている。

投資・市場運用業務

投資・市場運用業務は、リスク管理体制の強化・充実と運用スキルにより、安定的な高収益をあげている。(P.24図表5部門別純収益ご参照)とりわけリスク管理体制については、現地当局からも高い評価を得ている。

受託財産運用業務

一方、年金基金等国内顧客は既に、国際分散投資によるグローバル運用に傾斜しているが、情報提供力と市場運用ノウハウの助言が顧客獲得の決め手となっており、海外拠点の果たす役割は極めて重要なものとなっている。顧客からは当社がこれまで培った市場運用のノウハウ・人材・市場情報等について高い期待がよせられており、当社は投資・市場運用業務とのシナジー効果を追求する戦略をとっている。

受託財産管理業務

また、受託財産管理業務においては、当社はトラスティ機能(委託者のパートナーとしての責任において、サブカストディアン管理、キャッシュマネジメント、リスク・リターン分析等を行なう機能)の発揮に最重点をおいているが、信託業務固有の自己執行義務の観点から、海外拠点(特に海外現法)の展開は必要不可欠のものとなっている。なお、単純なカストディ業務等については積極的に外部のサブカストディアンにアウトソーシングを行なっている。(現在世界で約30社と契約)

拠点網

当社は、世界に拠点網を展開するいわゆるグローバルな商業銀行を目指すものではなく、米・欧・アジア3極を軸とした拠点網を確保することにより、年金基金等の国内顧客の利便性を確保し、より迅速かつ高度なサービスを提供することを目指している。

ファイアーウォール

トラスティとしてのサービスを提供するうえで、現地当局・規制(ファイアーウォール等)に対応し、固有勘定と顧客勘定の間の明確な分離を担保するために、同一の市場に支店・現法が複数併存する体制が必要であるとされている。

効率化

同時に一層の合理化、効率化を推進するため、既存拠点の見直しを図るとともに、投資業務の規模についても、調達力に見合った水準を考慮して、順次圧縮を図る方針である。また、選択と集中の観点から平行して業務の見直しも進めており、一部業務については既に撤退方針を決定し、顧客との交渉に着手している。

<事業ミックスの中期的戦略>

市場の大きな拡大が見込まれる受託財産業務では積極的な事業投資を進めトッププレーヤーを目指すことと併せて、バンキング業務では効率性、生産性向上による収益確保を図る。

これにより、総収入に占める非金利収入の比率を、現状の約20%から、約40%に倍増させ、収益構造の一層の安定化を図る。

当面の業務課題は、各コアビジネスにおける競争力を高め、コア顧客の拡充であると認識しており、来るべき景気・市況の回復局面、ビッグバンの進展時における飛躍に向けた業務基盤の形成を進めている。

ロ．主要部門別の純収益(部門毎の経費を勘案)動向

当社は、複数の事業部門を有しているが、経営環境の変化が収益性に及ぼす影響は部門により大きく異なる。近年の景気停滞局面においては、安定的低金利環境により国内資金部門、国際業務部門が高い収益をあげてきたが、環境変化によって収益の柱となる事業部門は変化する。

過去においても、環境変化に伴い、受託財産部門・国際業務部門・国内業務部門が次々と収益の柱になってきた(次ページのグラフご参照)。当社は、複数の事業部門の組み合わせ(事業ポートフォリオ)により、環境変化が収益力に及ぼすリスクを抑えることが可能と考えている。

今後の経営環境を考えると、近年収益の柱となっていた国内資金部門が、金利の上昇傾向等により当面のピークを越えつつあると予想される反面、当社の戦略部門である年金・投信等の受託財産部門の収益成長を期待できると判断している。

国内資金部門

平成6年度以降、国内金利の低下傾向を背景とした的確なALMオペレーションの成果もあり、投資成績のよい債券・資金等のポートフォリオを構築し、国内金利の低位安定を背景に高い水準の資金利益を確保してきた。12年3月期以降は、債券等の償還・金利の上昇傾向により、現在保有しているポートフォリオから期待される収益は減少することが予想される。この結果、国内資金部門は平成5年度と同水準の1,000億円台前半で安定的に推移すると見込んでいる。

国内手数料部門

証券代行業務が安定的な収益源となっている。株式・不動産市況の動向により収入が変動する面もあり、11年3月期は前年度比減益見込だが、12年3月期は不動産手数料の回復等を見込んで増益計画としている。

受託財産部門

現在推進中の第6次中期経営計画のなかで、飛躍的拡大戦略部門と位置づけている。

収益基盤整備のため、経営資源(人員、システム投資等)の重点配分の結果経費が増加し、一時的に前年度比減益となる見込だが、12年3月期以降は投資効果顕在化・市場の拡大により増益基調となる見込み。

国際業務部門

内外金利の低下傾向もあり、債券・資金のポートフォリオ運用を中心に安定高収益を維持している。12年3月期は現在保有しているポジションの満期到来により、前年度比減益計画としている。

(図表5) 部門別純収益動向

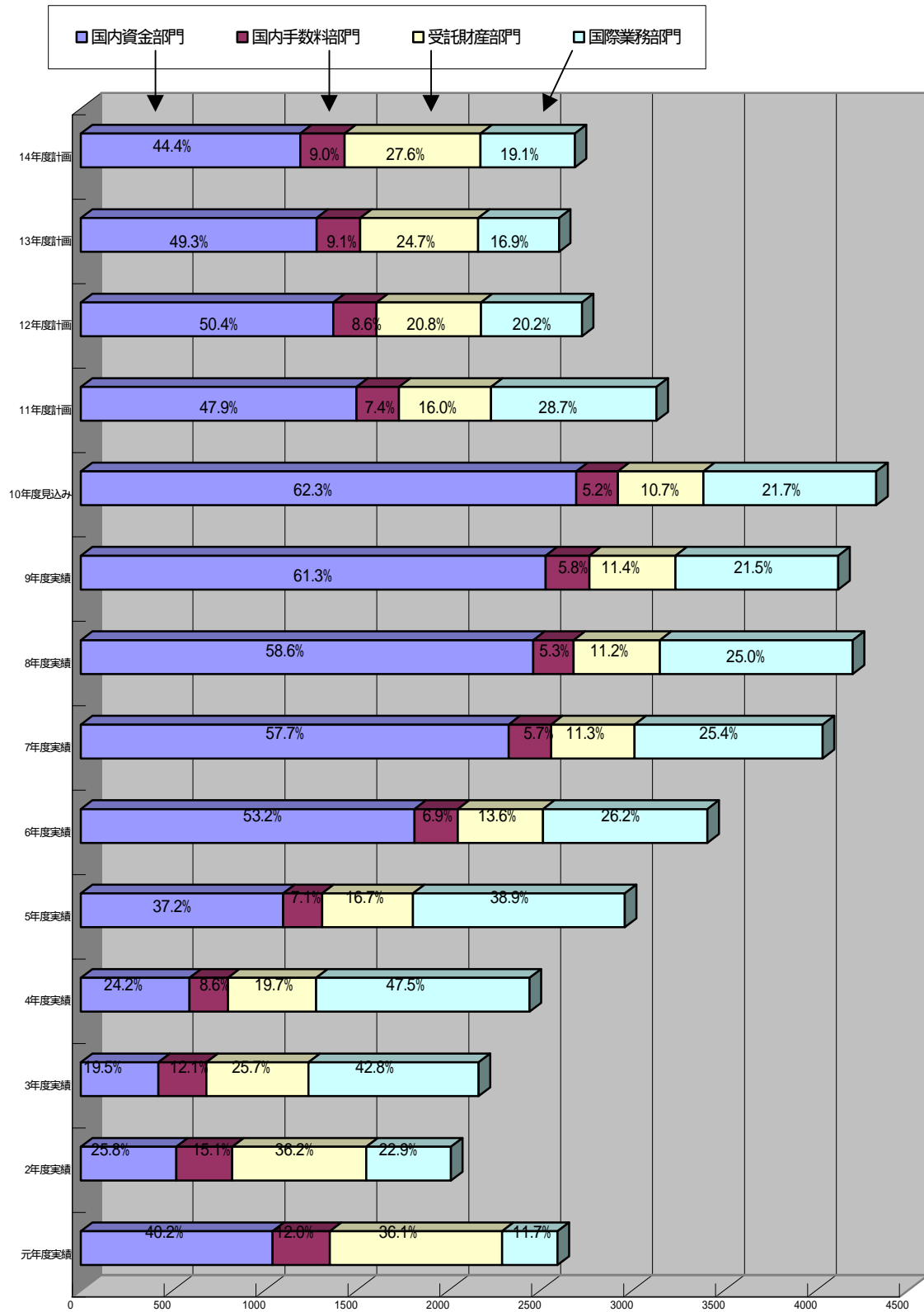
(億円)

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	12/3月期 計画
国内資金部門	1,662	1,701	1,894	742
国内手数料部門	23	31	30	48
受託財産部門	195	171	112	140
国際業務部門	857	669	716	685
合計(償却引当金業務純益)	2,738	2,572	2,752	1,615

(注1) 部門区分は社内管理会計ベース。

(注2) 償却引当金業務純益は、業務純益に信託勘定の不良債権処理額と一般貸倒引当金繰入額を加えたもの。

部門別粗利益推移



(注)部門の区分は、社内の管理会計ベース。
 (注)国内資金部門・国際業務部門...内外の資金仲介業務と中長期的な市場運用業務
 国内手数料部門...証券代行、不動産仲介・管理業務等
 受託財産部門...年金や投信等、顧客財産の運用・管理業務

八．リストラ計画

従来、業務改革委員会等を中心として経営効率化に取り組み、役職員数の削減、国内外拠点の統廃合、役職員処遇水準の引き下げ、一般経費削減等の合理化を先行して実施してきたが、今後は年金等信託業務に対する社会的要請や顧客ニーズの高まりを踏まえ、信託部門を中心とした戦略部門等への積極的な資源投入を図りつつも、全社的には、一層の経営の効率化と更なる競争力の強化の為に以下の施策を進める方針である。

<リストラ計画の骨子>

(計数は、ピーク時等との比較)

従業員削減約1,250人(21%)	平成4年度約5,950人 平成14年度約4,700人
役員削減10人(25%)	平成6年度 40人(うち取締役35人) 平成14年度 30人(同25人)
国内本支店削減13店(21%)	平成4年度 61店 平成14年度48店
法人・個人マーケット別営業体制確立	首都圏・大阪圏法人営業4拠点集約(11年2月完了)
海外13拠点統整合理(56%)	従来型総合店舗27店舗を個人特化店舗に転換済み 平成4年度 23拠点 平成14年度10拠点
役職員処遇水準の引き下げ	後述
一般経費抑制、但し、戦略的システム投資は適正規模の投資実施	
福利厚生施設等見直し	グランド・保養寮等の閉鎖・処分
固定資産売却	統廃合店舗等の売却着手
アウトソーシング	システム運用管理業務全般のアウトソーシングの実施

人員 役員 平成6年度の40人(うち取締役35人)をピークに、今年度までに6人を削減見込みであるが、今後14年度までに4人(ピーク比10人(25%))を削減し、30人(うち取締役25人)とする計画である。
執行役員制については、コーポレートガバナンスの観点から継続検討していく。

従業員 平成4年9月の約5,950人をピークに平成14年度までに約1,250人(21%)を削減する。11年3月までに1,000人強を削減見込みであり、今後は戦略部門等を中心に資源投入を図りつつも、引続き、採用人員の抑制、出向転籍、自立支援制度の拡大、一層のアウトソーシング等により従業員数を更に約240人削減する方針である。

国内本支店の見直し 平成9年度までに国内営業店は8店(61店 53店)の統合を実施してきた。顧客サービスにおける専門性向上と店舗運営の効率化を狙いとした首都圏・大阪圏の法人営業部門の4拠点への集約と支店の個人営業特化により、マーケット別営業体制整備を平成11年2月に完了させ、顧客の多様化・高度化するニーズに迅速に対応する体制を確立した。この結果、53本支店(除く出張所)のうち27の従来型総合店舗は、個人営業中心の店舗に転換した。引き続き個人営業体制に見合った店舗形態の変更等により、約1割にあたる5支店を見直し、店舗の効率化を実現していく。

海外拠点の見直し 平成4年度以降、4拠点(駐在員事務所等を除く)(17%)の統整合理を実施しているが、海外拠点で行う業務は、投資・市場運用業務及び受託財産管理業務であり、効率化、人材育成、顧客ニーズへの迅速な対応、及び時差の問題への対処から最低限米・欧・アジア3極の拠点を維持して行く観点から更に見直しを図り、11年度中に19の海外拠点のうち約4割にあたる7拠点、14年度までにさらに2拠点、合計9拠点を統整合理する計画である。これにより、顧客の海外資産運用ニーズに迅速かつ高度な金融サービスを提供する体制を構築する。

当社の拠点は、これまでの経営基盤整備の蓄積もあり黒字体質であるが、一層の合理化・効率化のため、各マーケットの拠点体制を以下のとおりとする。

・米州

現状4支店、4現法の体制を1支店、3現法（うち1社はSPC）の体制に集約する。

・欧州

現状1支店、5現法の体制を1支店、3現法の体制に集約する。

・アジア等

現状3支店、2現法の体制を2支店の体制に集約する。

各支店は、主要マーケットにおける投資・運用業務を担う。また、現法は主として受託財産のトラスティーとして現地サブカस्टディアンにアウトソーシングした業務のマネジメント、セキュリティ・レンディングを含むキャッシュマネジメント、各種情報提供サービスを行う。支店・現法の体制は、現地当局・法制に対応しかつ固有勘定と顧客勘定間の組織的ファイアーウォールをも考慮して構築したものである。

役職員処遇

役員

既に利益金処分による役員賞与は平成7年度分以降全額を返上し、役員報酬は平成4年度・8年度の過去2回の引下げに続き、強靱な経営基盤を確立していくための経営合理化を一層推進する姿勢を明確に示す意味から、昨年4月より最大20%、更に今年1月から最大10%の削減を実施済である。

特別顧問制度については、廃止の方針を決定済みであり、平成12年9月までに終了する。

顧問制度については、業務上の必要性に基づき委嘱目的・期間・処遇を定めて適正な運営を行っているが、更に厳正な運営に努める方針である。

なお、相談役制度については、見直しを検討する。

従業員

賞与については、平成5年度以降約25%の削減を実施しているが、更に平成11年度より、最大20%、平均12%の賞与カットを実施予定である。

一般経費の抑制

戦略的事業投資、効率化の為の一時経費及びアウトソーシング費用を除き、一般経費については極力抑制していく方針である。

但し、当社の戦略的部門である受託財産業務の優位性を確保し取引先の高度化する要望に応えるための投資（含むシステム開発）やリスク管理のために必要な投資は、本計画に制約されることなく、適正規模の投資を実施していく方針である。

厚生施設等の見直し

福利厚生施設のうちグランドについては売却方針を決定し既に売却活動に着手している。直営寮については、過半の施設を平成11年度以降、順次閉鎖予定である。

なお、研修所についても見直しを検討していく。

固定資産売却等

上記厚生施設閉鎖後の不動産処分の他、統廃合後の店舗等の処分にも具体的に着手する方針である。

アウトソーシング

システムの運用管理業務全般を平成11年4月よりアウトソーシングする計画を進めており、人員面（システム要員約30名削減）及び機械化関連費用面（想定自営費用に比べ10年間で約22億円の削減）で効率化を図る方針である。

(図表6) リストラ計画

		4/9月末 実績	9/3月末 実績	10/3月末 実績	11/3月末 見込み	12/3月末 計画	13/3月末 計画	14/3月末 計画	15/3月末 計画
(役職員数)									
役員数(注1)	(人)	37	37	37	34	33	32	31	30
うち取締役数	(人)	34	32	32	29	28	27	26	25
従業員数(注2)	(人)	5,953	5,167	4,911	4,932	4,905	4,841	4,759	4,695

(注1)役員には監査役を含む。(以下同じ)

(注2)事務職員、庶務職員合算。在籍出向者を含む。嘱託、パート、派遣社員は除く。

(国内店舗・海外拠点数)

国内本支店(注1)	(店)	61	55	53	53	51	50	49	48
海外支店(注2)	(店)	9	8	8	8	5	5	5	4
(参考)海外現地法人	(社)	14	11	11	11	7	7	7	6

(注1)出張所、代理店を除く。

(注2)出張所、駐在員事務所を除く。

		5/3月期 実績	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
(人件費)									
人件費	(百万円)	65,832	63,719	68,768	68,293	65,668	65,916	63,438	62,640
うち給与・報酬	(百万円)	37,674	38,665	38,231	38,348	38,403	38,537	38,229	37,694
平均給与月額	(千円)	412	479	490	491	486	484	483	480

厚生年金基金の13/3月期以降の新会計基準導入による影響は加味せず。

厚生年金基金の11/3月期以降に発生する利差損・評価損は加味せず。

(役員報酬・賞与)

役員報酬・賞与(注1)	(百万円)	1,077	841	841	766	671	650	629	608
うち役員報酬	(百万円)	809	724	733	665	589	575	561	547
役員賞与	(百万円)	267	116	108	101	82	75	68	61
平均役員(常勤報酬・賞与)	(百万円)	30	23	23	22	20	20	20	20
平均役員退職慰労金(注2)	(百万円)	58	45	52	56	47	51	51	51

(注1)人件費及び利益金処分によるものの合算。使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2)平均役員退職慰労金の計画の前提条件。

12/3月期は、11/3月期実績に常務役員1名と取締役2名(在任2年)の退任を加算して算定。

13/3月期以降は、11/3月期実績に取締役1名の退任を加算して算定。

この金額には年金部分を含めず。

(物件費)

物件費	(百万円)	79,912	76,915	79,655	83,080	79,734	78,671	79,192	80,341
うち機械化関連費用(注)	(百万円)	19,974	17,387	20,225	22,994	16,880	16,980	19,005	20,513
うち委託費	(百万円)	6,859	7,326	8,514	9,467	9,644	9,962	10,261	10,506
うちその他	(百万円)	53,079	52,202	50,916	50,619	53,210	51,729	49,926	49,322

(注)ソフトウェア開発費用については、従来、支出時の費用として処理していたものを、「研究開発費等に係る会計基準」の適用に伴い、12/3月期より資産計上を行う方法に変更予定。

二. 子会社・関連会社の収益等の動向

・国内外における子会社・関連会社設立の目的と管理の状況

	設立の目的	管理の状況
	従属業務のアウトソーシング	<p>関連事業室が関連会社全体を統括し、主管部が各社毎に事業推進の指導・支援を、更に審査第2部が与信案件のリスクチェック、再建計画の進捗状況チェックを担当し、3者が協力して、関連会社の管理を行っている。</p> <p>具体的には、社長会・経営会議の開催、総務担当役員会定例開催による当社業務方針の伝達や各社業務計画・業務課題の協議の他、当社検査部検査・自己査定等を実施している。</p>
三菱信託証券(株)	取引先の証券取引ニーズに対応	
三菱信託リース(株)	周辺業務として取引先リース・ニーズに対応	
三菱信託イーシーカード(株)	付随業務としてのクレジット・カード業務	
三菱信託住宅販売(株)	個人住宅仲介ニーズに対応	
三菱信託当証券(株)	付随業務	
三菱信託キャピタル(株)	周辺業務としてのベンチャー・キャピタル業務	
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Asia) Limited	パシフィック・オーストラリア銀行と与信・証券業務を行う合併マージョナルバンクとして設立。S60 100%子会社化	<p>Spectrum Capital 社及び光大国際租賃有限公司(主管部：国際営業開発部)を除く海外現地法人については、国際業務部にて海外現法の統括を行っている。</p> <p>具体的には、海外場所長会議(年2回)の開催による業務運営方針の伝達、業務計画・課題の協議の他、予算・目標の設定及び業績表彰を行っている。</p> <p>また、社内関係部については個別商品等に係る管理・指導及び業績表彰における評価部として海外現法の運営に参加。(与信業務 国際審査部/企業金融部、資金為替業務 資金為替部、有価証券投資 資金企画運用部、証券業務、カストディ・セキュリティング 業務 市場金融部・証券業務部・証券管理サービス部)。また、審査部門による自己査定の実施の他、定期的に検査部検査が行われている。</p>
Mitsubishi Trust Australia Ltd.	日系及び非日系取引先に対する与信業務を行うマージョナルバンクとして設立。	
MTBC Finance (Aruba)	当社保証の劣後債発行バンクとして設立。	
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Europe) S.A.	パリ支店のシュロダール銀行と与信・証券業務を行う合併マージョナルバンクとして設立。S59 100%子会社化。	
MTBC Finance, Inc.	米国の銀行ライセンスではできない周辺業務(与信・ファンド投資等)を行うファイナンスカンパニーとして設立。	
Mitsubishi Trust International Limited	日系企業の有価証券引受及び非日系顧客の有価証券取次業務を行う証券会社として設立。	
Mitsubishi Trust Finance (Ireland) Plc.	与信業務のウォリアーバンク店として設立。	
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Switzerland) Limited	日系企業の引受業務を行うファイナンスカンパニーとして設立。引受に銀行免許が必要となり、平成2年に取得、マージョナルバンクとなる。	
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (U.S.A.)	与信業務・信託業務を行うニューヨーク州法銀行として設立	
MTBC Bank Deutschland GmbH	ドイツ有力地銀であるウェストドイッチェンバンクと証券業務を中心とするマージョナルバンクとして設立。	
Spectrum Capital Ltd.	航空機ファイナンス案件を通じ関係緊密化した同社株式をS60年に50%取得。同ファイナンス事業拡大を志向し H8年子会社化(当社75%、同社社長 Harrington氏25%)。	
光大国際租賃有限公司	中国國務院直屬の光大グループ及び三菱商事と合併により中国企業向け機械・設備・車両のファイナンスを目的としたリース会社として設立。	

・子会社・関連会社の収益等の動向

会社名	収益等の動向
永楽実業株	受託業務年々拡充により利益水準上昇
三菱信証券株	社債引受・販売が好調であり、10年度期間損益黒字化の見込み
菱信リ - ス株	再建期間終了し、単年度期間損益黒字体質へ
菱信デ ィーシーカード 株	デ ィーシーカード 株のファンチャイ - ンとして每期黒字決算
菱信住宅販売株	3期振り赤字決算、黒字復帰に向け体制効率化推進中
菱信抵当証券株	H10/10末解散決議、H11/ 6 末清算完了予定
エムティー - ビ - キャピ ャル株	創業赤字。成功報酬獲得による黒字化には若干時間を要する
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Asia) Limited	アジア経済環境の悪化から一部資産が劣化し、収益は前年比減少するが、内部留保厚く引続き黒字基調。アジア拠点については、地域情勢を確認しつつ集約化を含め合理化検討中。
Mitsubishi Trust Australia Ltd.	収益的には前年比減少するが、引続き高い収益力を維持。引続き進出日系企業及び非日系民営化案件等高い需資が見込まれる。
MTBC Finance (Aruba)	一時的に債務超過状態であるが、当社の劣後債発行のための特別目的会社である。
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Europe) S.A.	H11/9月までに閉鎖予定
MTBC Finance, Inc.	米国の株高を背景に保有ファンドの株式売却益が高水準。懸念であった繰欠状態は平成10年度中に解消の見込み。なお、当現法については米国内拠点の合理化・効率化の一環として集約化を含め検討中。
Mitsubishi Trust International Limited	起債については低迷したが、取次業務、加ステ ィ・セキリティンゲ ィング を中心に業績は上向き基調。引続き証券仲介及び加ステ ィ・セキリティンゲ ィング 機能の充実により当社の受託資産運用・管理業務のサポートを行う。
Mitsubishi Trust Finance (Ireland) Plc.	与信・有価証券投資が引続き好調であり収益的には高水準。欧州拠点集約化におけるブ ックグ ビ - ルとして、諸制度・税制・租税条約リットを活用し、運営していく方針。
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Switzerland) Limited	H11/9月までに閉鎖予定
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (U.S.A.)	引続き加ステ ィ・セキリティンゲ ィング が好調により最高益更新。引続き加ステ ィ・セキリティンゲ ィング 機能の充実により当社の受託資産運用・管理業務のサポートを行う。
Spectrum Capital Ltd.	航空機ファイナンスによる利息収入並びに手数料収入から引続き黒字基調。同社は一流航空会社向け航空機ファイナンスを多数手がけてきたことから、当社の優良資産積上げ・顧客基盤拡大に重要な役割を担っており、今後も安定収益源として同社との連携を強化する方針。
MTBC Bank Deutschland GmbH	日系引受は低迷したが、取次業務、加ステ ィ・セキリティンゲ ィング を中心に業績は上向き基調。引続き証券仲介及び加ステ ィ・セキリティンゲ ィング 機能の充実により当社の受託資産運用・管理業務のサポートを行う。
光大国際租賃有限公司	当社の中国における重要な営業拠点。設立以来黒字決算を続けているが、来期は引当金積み増し等の減益要因が予想されるため、優良案件の取り込みによって営業収益の向上をはかる。

(図表7)子会社・関連会社一覧(注1)

(単位:円貨は億円、現地通貨は百万)

会社名	設立年月	代表者	主な業務	直近決算	総資産	借入金	うち申請 金融機関分 (注2)	資本勘定	うち申請 金融機関 出資分	経常利益	当期利益
永楽実業株	S31/12月	星名 秀樹	不動産の賃貸・当社社員向け福利事業他	10/6月	424	305	305	5	0	2	0
三菱信託証券株	H5/9月	遠藤 英男	公共債等の引受・募集の取扱業務他	10/3月	1,759	(注3)	(注3)	269	212	7	7
菱信リ-ス株	S57/6月	北村 凱直	総合リ-ス業	10/3月	2,762	2,165	184	69	1	25	0
菱信「イ-シート」株	S58/4月	藪田 安晴	クレジットカードの取扱いに関する業務	10/3月	25	6	6	5	0	0	0
菱信住宅販売株	S62/2月	大島 弘士	不動産の売買・交換並びに賃貸借の媒介および代理業務	10/3月	16	33	33	18	0	1	2
菱信抵当証券株	S62/7月	池田 靖	抵当証券の保有・管理・売買および売買の仲介	10/3月	108	80	80	2	0	0	0
IM「イービー・キャピタル」株	H8/4月	奥村 守男	有価証券の引受け・保有、投資事業組合の財産運用・管理	10/3月	3	2	2	0	0	0	0
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Asia) Limited	S.53/11月	草場 正博	商業銀行業務及び証券業務	9/12月	US\$473.1	US\$383.9	US\$182.2	US\$58.5	US\$39.0	US\$3.0	US\$2.6
Mitsubishi Trust Australia Ltd.	S.61/1月	青木 剛	一般向け商業貸出及び信用保証業務	9/12月	A\$ 1,348.8	A\$ 1,182.1	A\$ 387.0	A\$ 108.0	A\$ 45.0	A\$ 12.4	A\$ 6.0
MTBC Finance (Aruba)	H.4/9月	星野 通夫	劣後債発行及び発行替り金の当社向け劣後貸出業務	10/3月	US\$1,485.7	US\$1,472.4	US\$1,472.4	US\$0.1	US\$0.01	US\$0.7	US\$0.7
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Europe) S.A.	S.51/8月	関島 重雄	商業銀行業務及び証券業務	9/12月	BEF 51,915.9	BEF 48,772.2	BEF 46,733.2	BEF 2,277.8	BEF 600.0	BEF 282.3	BEF 104.2
MTBC Finance, Inc.	S.61/7月	中久保 慎一	一般向け商業貸出及び信用保証業務	9/12月	US\$78.7	US\$40.9	US\$40.9	US\$33.9	US\$35.0	US\$9.6	US\$7.6
Mitsubishi Trust International Limited	S.61/3月	塩沢 太郎	証券業務	9/12月	£446.3	£8.1	£8.1	£44.0	£31.0	£1.5	£1.0
Mitsubishi Trust Finance (Ireland) Plc.	H.2/6月	朝倉 成夫	一般向け商業貸出及び信用保証業務	9/12月	US\$2,450.2	US\$451.2	US\$348.5	US\$46.2	US\$50.0	US\$6.7	US\$6.7
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (Switzerland) Limited	S.58/12月	山本 峰郎	商業銀行業務及び証券業務	9/12月	SFr. 383.5	SFr. 291.8	SFr. 151.7	SFr. 57.5	SFr. 45.0	SFr. 1.5	SFr. 0.5
Mitsubishi Trust & Banking Corporation (U.S.A.)	S.61/3月	中久保 慎一	商業銀行業務及び信託業務	9/12月	US\$363.9	US\$258.4	US\$195.3	US\$99.1	US\$40.0	US\$26.1	US\$14.6
Spectrum Capital Ltd.	S.60/3月	T. Harrington	航空機に係る貸付、リース、アレンジ	10/3月	US\$74.5	US\$49.2	US\$49.2	US\$18.9	US\$9.8	US\$0.9	US\$0.1
MTBC Bank Deutschland GmbH	S.63/10月	G. Caspari 吉岡 健介	商業銀行業務及び証券業務	9/12月	DM 1,018.9	DM 973.6	DM 382.7	DM 43.1	DM 20.0	DM 3.3	DM 0.1
光大国際租賃有限公司	S.62/12月	坎 小華	リース業務	9/12月	US\$52.6	US\$37.9	US\$22.4	US\$6.7	US\$1.8	US\$0.3	US\$0.2

(注1)海外の子会社・関連会社については現地通貨で記載。

(注2)借入金のうち、申請金融機関分は保証を含む。

(注3)現金担保付き債券貸借取引2.4億円(うち申請金融機関分2.4億円)あり。

*本表に記載の子会社・関連会社とは、銀行法等における子会社、「事務ガイドライン1-6」に規定している関連会社(上場会社も含む)。但し、当社の与信額が1億円以下の場合は記載していない。

3. 責任ある経営体制の確立のための方策

(1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

(考え方)

当社創業時(昭和2年4月)の理念である「社会奉仕的精神で、公共機関としての任務を果たし、一般社会に貢献する」(設立趣意書)ことを原点として、次の経営理念に基づき経営を行っている。

<経営理念>

信託銀行の機能を通じて社会に貢献し、「真に顧客に役立ち、信頼される銀行になる」ことを目指す。

如何なる環境の変化にも積極的に対応できる強固な経営基盤の確立を図る。

こうした基本理念のもとに、服務規定を始め、社員が目指すべき行動理念を明確にする趣旨から策定した「社員行動基準」および全銀協「倫理憲章」を全社員に周知徹底する等、倫理規範面からの経営理念の徹底を図るとともに、法務室の設立、コンプライアンス委員会の設置等により制度的な担保を図っている。特に、昨今社会的に問題となっている総会屋、暴力団などの反社会的勢力に対しては、全銀協「倫理憲章」にも明示されている通り「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるものとして断固として対決する」経営姿勢を徹底している。

(具体的方策)

<規範面>

- ・ 服務規定の制定(全社員向け及び市場部門担当社員向け行動規範・服務心得等)
- ・ 「社員行動基準」の制定(経営理念実現の為の社員の行動指針)(平成9年3月)

<社員行動基準>

- (顧客指向) お客様とともに考え、最高のサービスを提供します。
- (社会貢献) 信託のもつ公共性を認識し、業務を通じて社会の発展に貢献します。
- (変革) 常に変化を先取りし、新たな事に挑戦し続けます。
- (主体性) ルールを守り、自ら主体的に業務をやり遂げます。
- (スピード) 何事にも素早い意思決定、素早い対応を行います。
- (国際性) 国際社会の一員として、広い視野を持って行動します。
- ・ 信託7社で総会屋等との絶縁宣言を警視庁宛提出。(平成9年7月)
- ・ 全銀協「倫理憲章」の社員全員への周知徹底。(平成9年9月)
- ・ 公務員等に対する接待禁止に係る社内通達出状。(平成10年2月)
- ・ 反社会的勢力から不当な要求があった場合の毅然たる対応につき社内通達にて徹底。(平成10年2月)
- ・ 反社会的勢力等との取引防止に係る社内通達出状。(平成10年3月)
- ・ 全部店で法令遵守状況の定期点検を開始。(平成10年6月)
- ・ 民間企業との接待・贈答に係るガイドラインを制定。(平成10年10月)

<制度面>

- ・ 法務問題の一元管理と法的支援の強化を図るため法務室を設立。(平成8年4月)
- ・ 全社の見地から法令遵守体制の整備・充実を図るため、コンプライアンス委員会(事務局法務室、平成10年6月から委員長:副社長)を設置。(平成9年10月)

(2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

(経営の意思決定)

業務執行に係る意思決定については、取締役会において「商法・定款等で定める決議事項」の他、重要な規則の制定改廃等その他の重要事項について決議している。

意思決定の機動性を確保するため、常務役員以上を構成員とする常務会を設置しており、取締役会に付議すべき事項、経営全般の基本的な方針等について協議決定している。

また、部門業務の執行に関する重要事項を協議決定する機関としては、部門業務に係る常務役員を構成員とする審議会を設置しており、現在、投融資審議会・ALM審議会・受託財産運用審議会の3審議会を運営している。

特定事項を調査審議する機関として委員会を設置しており、現在11の委員会を運営している。

意思決定の迅速化を図るため、権限規則を制定し一定の範囲内で権限の委譲を行っており、顧客ニーズに機敏に対応する体制を確立している。

(図表8：経営諸会議、委員会の実施状況) - 別添

(図表9：担当業務別役員名一覧) - 別添

(相互牽制体制)

取締役会による業務監視機能

定款および取締役会規則により、「取締役会は当社の業務執行を決し取締役の職務の執行を監督する」と明確に規定しており、業務執行に関する監督機関としての機能を適正に発揮できるよう運営されている。

監査役による業務監視機能

監査役監査規則により、「監査役は法令・定款を遵守し、経営全般の立場から経営環境と業務の実態把握に努めるとともに、取締役との意思疎通に留意し、取締役の職務の執行を公正に監査しなければならない」と明確に規定している。

監査役による業務監視機能が適正に発揮されるよう、具体的には以下の運営を行なっている。

- ・平成6年度に2名の監査役を増員を行い、5名体制(うち2名は社外監査役)とした。
- ・監査役は取締役会に出席し、各取締役による業務の執行状況の報告を受けている。
- ・会社の重要な会議(常務会)に出席し、審議事項の報告を受けている。
- ・これらにより、平素から業務執行状況に関する情報に接し、取締役の職務執行を監査できる体制としている。
- ・監査役は、会計監査人および検査部と緊密な連繫を保ち、これらの監査および検査の結果を活用して、自らの監査の充実を図っている。

経営企画および経営管理機能の強化と自律的内部統制の確立

当社では、経営企画機能と経営管理機能強化のため組織改正を平成11年3月9日付で実施、経営企画の統括部署として「経営企画部」を、経営管理の統括部署として「経営管理部」を新設する。

組織改正の狙いは、環境変化に迅速に対応する経営企画機能の拡充と自己責任原則を前提としたリスク管理・コンプライアンス等の経営管理体制を確立するとともに、経営企画機能と経営管理機能の明確な分離と両部門の担当を2人の副社長が分担することを通じて適切な牽制体制を確保することである。

「経営企画部」は、中核業務の一層の強化と経営の効率化により業務の再構築を積極的に推進し、強靱な経営基盤を確立していく推進母体としての機能を、また、「経営管理部」は、リスク管理・コンプライアンス等経営管理の統括部署として、信用・市場・法務リスク等の管理の他、西暦2000年問題への対応などの機能を担う計画である。

また、「お客さまサービス室」を独立室とし、反社会的勢力との取引防止等の機能強化を図る方針である。

(図表 8) 経営諸会議・委員会の状況

(平成11年3月4日現在)

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
取締役会	会長	全取締役、全監査役	総務部	月1回	業務方針、事業計画、その他重要事項の協議決定
監査役会	監査役会 招集者	全監査役	監査役室	3ヶ月1回	監査に関する重要事項についての報告受理、協議決定
常務会	社長	会長、社長、副社長、専務、常務、常勤監査役	総合企画部	週1回	経営全般の基本的な方針および計画に関する事項の協議決定
経営懇談会	社長	社長、副社長、専務、常務	総合企画部	週1回	主要経営課題の協議
投融资審議会	社長	社長、副社長、資金企画運用部・企業金融部・審査第1部・審査第2部・国際審査部の担当常務役員	企業金融部	週1回	投融资業務の執行に関する重要事項の協議決定
A L M 審議会	社長	社長、副社長、総合企画部・資金企画運用部・個人業務推進部・企業金融部・市場金融部・国際業務部・資金為替部の担当常務役員	総合企画部	月1回	ALM、投資業務および市場リスク管理に関する重要事項の協議決定
受託財産運用審議会	社長	社長、副社長、個人業務推進部・企業金融部・投資企画部・年金運用部・公的年金運用部・公的資金運用部・投資顧問部・資産運用部・年金信託部・証券業務部・投資営業開発部の担当常務役員	投資企画部	月1回	受託財産に関する重要事項の協議決定
賞罰委員会	人事部長	総合企画部長、総務部長、人事部長、検査部長、業務部長、法務室長、営業統括部長、事務管理部長	人事部	随時（過去1年間の開催回数 10回）	社員の表彰および懲罰に関する事項の調査審議
総合予算委員会	総合企画部長	総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、資金企画運用部長、営業統括部長、個人業務推進部長、企業金融部長、市場金融部長、証券代行部長、システム企画部長、不動産業務部長、投資企画部長、年金信託部長、証券業務部長、国際業務部長	総合企画部	年4回	総合予算の編成
店舗委員会	営業統括部長	総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、営業統括部長、個人業務推進部長、企業金融部長、事務管理部長、不動産業務部長	営業統括部	期1回他随時	店舗政策に関する企画、立案、審議
情報化委員会	システム企画部担当常務役員	システム企画部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、事務管理部長、システム企画部長	システム企画部	月1回	情報処理システムの開発・運営に係わる計画の策定、調査、審議

会議・委員会名	議長	メンバー	担当部署	開催頻度	目的・討議内容
国際業務委員会	国際業務部 担当常務役員	国際業務部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、資金企画運用部長、営業統括部長、個人業務推進部長、企業金融部長、証券業務部長、国際業務部長、国際審査部長、資金為替部長、国際営業開発部長、国際事務管理部長	国際業務部	随時（過去1年間の開催回数 1回）	国際業務の基本方針の策定及び複数の部に関連する国際業務の調査
社会貢献活動推進委員会	総務部担当 常務役員	総務部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、営業統括部長、国際業務部長	総務部	随時（過去1年間の開催回数 1回）	社会貢献活動の積極的推進、企画立案
身体障害者雇用対策委員会	人事部担当 常務役員	人事部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、営業統括部長、システム企画部長	人事部	随時（過去1年間の開催回数 1回）	身体障害者の雇用促進
業務改革委員会	副社長	副社長、総合企画部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、営業統括部長、システム企画部長、国際業務部長	総合企画部	随時（過去1年間の開催回数 2回）	業務全般にわたる効率化推進
コンプライアンス委員会	副社長	副社長、法務室担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、検査部長、与信監査室長、業務部長、事務管理部長、法務室長	法務室	随時（過去1年間の開催回数 11回）	当社内の法令遵守体制の整備・充実を図る
西暦2000年委員会	総合企画部 担当常務役員	総合企画部担当常務役員、システム企画部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、検査部長、関連事業室長、業務部長、法務室長、システム企画部長、資金企画運用部長、営業統括部長、個人業務推進部長、企業金融部長、市場金融部長、証券代行部長、不動産業務部長、投資企画部長、年金信託部長、証券業務部長、国際業務部長	総合企画部	月1回	西暦2000年問題への対応推進
本店移転準備委員会	総務部担当 常務役員	総務部担当常務役員、総合企画部長、総務部長、人事部長、業務部長、営業統括部長、個人業務推進部長、企業金融部長、システム企画部長、事務管理部長	総務部	随時（過去1年間の開催回数 3回）	丸の内本部・本店移転に関する企画・立案

(図表 9) 担当業務別役員名一覧

(平成11年3月4日現在)

担当業務	5年度 (6年3月)	6年度 (7年3月)	7年度 (8年3月)	8年度 (9年3月)	9年度 (10年3月)	現在
総合企画部	取締役副社長 中野豊士	常務取締役 山田勝利	取締役副社長 小林 茂	取締役副社長 小林 茂	取締役副社長 小林 茂 部長 杉崎 肇	取締役副社長 内海暎郎 部長 杉崎 肇
	11年3月9日付で経営企画部(担当 取締役副社長内海暎郎)に再編予定					
総務部	常務取締役 高橋貞雄 部長 岩本厚博	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄 部長 星名秀樹	専務取締役 加藤将直 部長 星名秀樹	取締役副社長 加藤将直 部長 星名秀樹	取締役副社長 加藤将直
(管理部)	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄	専務取締役 加藤将直	8年12月2日付総務部と統合		
人事部	取締役副社長 青木 祐 部長 矢野 豊	取締役副社長 中野豊士 部長 矢野 豊	専務取締役 加藤将直	専務取締役 加藤将直 部長 伊藤一雄	取締役副社長 加藤将直 部長 伊藤一雄	取締役副社長 内海暎郎
社員相談室	取締役副社長 青木 祐	取締役副社長 中野豊士	専務取締役 加藤将直	専務取締役 加藤将直	取締役副社長 加藤将直	取締役副社長 内海暎郎
検査部	取締役副社長 青木 祐	取締役副社長 青木 祐	取締役副社長 日向正巳	取締役副社長 日向正巳	取締役副社長 加藤将直	取締役副社長 加藤将直
与信監査室	8年12月2日付新設			取締役副社長 小林茂	取締役副社長 小林茂	取締役副社長 加藤将直
	11年3月9日付で経営管理部(担当 取締役副社長加藤将直)に再編予定					
関連事業室	6年4月1日付新設	取締役副社長 中野豊士	取締役副社長 小林茂	取締役副社長 小林茂	取締役副社長 小林茂	取締役副社長 加藤将直
業務部	常務取締役 小林 茂	専務取締役 小林茂 部長 嶋村堯敏	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 鈴木孝彦 部長 中嶋弘明
法務室	8年4月2日付新設			取締役副社長 日向正巳	取締役副社長 小林茂	取締役副社長 内海暎郎
(産業経済調査部)	取締役副社長 中野豊士 部長 木村恒式	取締役副社長 青木 祐 部長 木村恒式	取締役副社長 日向正巳 部長 木村恒式	業務部および法務室は11年3月9日付で経営管理部(担当 取締役副社長加藤将直)へ再編予定 8年4月2日付廃止		
お客さまサービス室	11年3月9日付で新設予定(担当 取締役副社長 加藤将直)					
システム・事務部門 6年4月1日付部門新設						
システム企画部	常務取締役 高橋貞雄 部長 世古潤壹良	常務取締役 高橋貞雄 部長 世古潤壹良	常務取締役 高橋貞雄	取締役副社長 小林茂 部長 前田勝洋	常務取締役 宮下正利 部長 前田勝洋	取締役副社長 加藤 将直 部長 大野伊史
事務管理部	10年4月6日付事務推進部および事務集中部を統合し新設					取締役副社長 加藤 将直
(事務推進部)	専務取締役 海老名幸夫	専務取締役 海老名幸夫	常務取締役 高橋貞雄	取締役副社長 小林茂	常務取締役 宮下正利	
(事務集中部)	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄	取締役副社長 小林茂	常務取締役 宮下正利	
システム開発部	7年10月3日付システム開発第1部および第2部統合により新設		常務取締役 高橋貞雄	取締役副社長 小林茂	常務取締役 宮下正利 部長 大野伊史	取締役副社長 加藤 将直
(システム開発第1部)	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄				
(システム開発第2部)	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄		9年4月1日付システム運営部からシステム管理部へ名称変更		
システム管理部 (システム運営部)	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄	取締役副社長 小林茂	常務取締役 宮下正利	取締役副社長 加藤 将直

担当業務	5年度 (6年3月)	6年度 (7年3月)	7年度 (8年3月)	8年度 (9年3月)	9年度 (10年3月)	現在
資金企画運用部	常務取締役 加藤将直 部長 山田勝利	常務取締役 加藤将直	取締役副社長 小林茂	常務取締役 山田邦康	常務取締役 山田邦康 部長 上原治也	常務取締役 上原治也
営業統括部	平成10年8月4日付業務推進部再編により新設					常務取締役 豊川圭一
個人業務推進部	平成10年8月4日付業務推進部再編により新設					常務取締役 豊川圭一 部長 花水範明
(業務推進部)	専務取締役 海老名幸夫 部長 塚原嘉一郎	専務取締役 海老名幸夫 部長 塚原嘉一郎	常務取締役 岩本厚博 部長 大島弘士	常務取締役 大島弘士	常務取締役 大島弘士 部長 下須賀定和	平成10年8月4日付 廃止
(ローン相談部)	常務取締役 加藤将直	6年4月1日付業務推進部へ統合				
企業金融部	6年4月1日付新設	常務取締役 加藤将直 部長 豊川圭一	常務取締役 宮下正利	常務取締役 宮下正利	常務取締役 藤野忠彦 部長 大谷 浩	常務取締役 藤野忠彦
(情報開発部)	常務取締役 日向正巳	6年4月1日付廃止				
審査第1部	常務取締役 加藤将直 部長 豊川圭一	常務取締役 加藤将直	常務取締役 宮下正利	常務取締役 宮下正利	常務取締役 藤野忠彦	常務取締役 藤野忠彦
審査第2部	常務取締役 加藤将直	常務取締役 加藤将直 部長 渡邊洋三	常務取締役 宮下正利	常務取締役 宮下正利	常務取締役 藤野忠彦	常務取締役 藤野忠彦
法人業務部	6年4月1日付新設	専務取締役 海老名幸夫	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 大島弘士	常務取締役 大島弘士	常務取締役 豊川圭一
(公共法人部)	専務取締役 海老名幸夫	6年4月1日付廃止法人業務部へ統合				
(法人業務管理部)	常務取締役 市原博澄					
金融法人部	常務取締役 市原博澄	8年4月2日付新設		常務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義
市場金融部	9年2月4日付新設			常務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義
(資本市場部)	常務取締役 平塚道夫 部長 杉浦昭次	常務取締役 山口典義	常務取締役 山口典義	9年2月4日付廃止		
証券代行部	常務取締役 市原博澄	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 高橋貞雄	常務取締役 宮下正利	常務取締役 藤野忠彦	常務取締役 藤野忠彦 部長 山宮邦夫
不動産部門						
6年4月1日付部門新設						
不動産業務部	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久 部長 三井 稔	常務取締役 岩本厚博 部長 下須賀定和	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 川浪恵太郎
不動産事業部 (不動産部)	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 川浪恵太郎
不動産管理部 (事業開発部)	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 川浪恵太郎
(事業管理部)	常務取締役 佐々木紀久	6年4月1日付事業 開発部へ統合		平成10年4月6日付不動産部から不動産事業部へ、事業開 発部から不動産管理部へ名称変更		
不動産鑑定部	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 佐々木紀久	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 川浪恵太郎

担当業務	5年度 (6年3月)	6年度 (7年3月)	7年度 (8年3月)	8年度 (9年3月)	9年度 (10年3月)	現在
受託財産運用部門						
9年2月4日付部門新設						
投資企画部	7年4月4日付新設		常務取締役 山口典義	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
年金運用部	7年7月25日付年金運用第1部および 第2部統合により新設		常務取締役 山田勝利	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
(年金運用第1部)	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 稲崎邦雄				
(年金運用第2部)	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 稲崎邦雄				
公的年金運用部	9年2月4日付新設			常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
公的資金運用部	常務取締役 平塚道夫	常務取締役 山口典義	常務取締役 山口典義	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
投資顧問部	常務取締役 平塚道夫	常務取締役 山口典義	常務取締役 山口典義	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
資産運用部	9年2月4日付新設			常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
年金部門						
6年4月1日付部門新設						
年金信託部	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 稲崎邦雄 部長 奥住勝英	常務取締役 山田勝利	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利 部長 小山登志雄
年金管理部	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 山田勝利	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
年金営業第1部 (年金営業部)	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 稲崎邦雄	常務取締役 山田勝利	常務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利	専務取締役 山田勝利
年金営業第2部					10年10月6日付新設	専務取締役 山田勝利
10年10月6日付年金営業部から年金営業第1部へ名称変更						
証券部門						
6年4月1日付部門新設						
証券業務部	常務取締役 平塚道夫 部長 山口典義	常務取締役 山口典義 部長 山根威人	常務取締役 山口典義 部長 鈴木淳二	常務取締役 山口典義 部長 鈴木淳二	専務取締役 山口典義 部長 鈴木淳二	専務取締役 山口典義
投資営業開発部	9年11月4日付新設				専務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義
証券管理サービス部 (証券事務管理部)	常務取締役 平塚道夫	常務取締役 山口典義	常務取締役 山口典義	常務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義	専務取締役 山口典義
9年2月4日付証券管理サービス部へ名称変更						
国際部門						
6年4月1日付部門新設						
国際業務部 (海外業務部)	専務取締役 河野 正 部長 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦 部長 奥村守男	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦	専務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 山田邦康
国際審査部 (海外審査部)	専務取締役 河野 正	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦 部長 芹澤洋介	常務取締役 鈴木孝彦	専務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 山田邦康
資金為替部	専務取締役 河野 正	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 山田邦康 部長 上原治也	常務取締役 山田邦康	常務取締役 上原治也
国際営業開発部 (海外営業開発部)	専務取締役 河野 正	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦	専務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 山田邦康
国際事務管理部 (国際業務推進部、海外業務推進部)	常務取締役 市原博澄	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 鈴木孝彦	常務取締役 山田邦康	常務取締役 山田邦康	常務取締役 上原治也
6年4月1日付海外業務部から国際業務部へ、海外審査部から国際審査部へ、海外営業開発部から国際営業開発部へ、海外業務推進部から国際業務推進部へ名称変更。7年2月1日付国際業務推進部から国際事務管理部へ名称変更						

担当業務	5年度 (6年3月)	6年度 (7年3月)	7年度 (8年3月)	8年度 (9年3月)	9年度 (10年3月)	現在
本店営業部	専務取締役 海老名幸夫	常務取締役 山田勝利	常務取締役 山田勝利 部長 矢野 豊	常務取締役 山口典義 部長 矢野 豊	専務取締役 山口典義	常務取締役 豊川圭一
財務相談部	専務取締役 海老名幸夫	専務取締役 海老名幸夫	常務取締役 岩本厚博	常務取締役 大島弘士	常務取締役 大島弘士	常務取締役 豊川圭一
本店法人営業部	平成10年8月4日付で本店営業部から分離独立					専務取締役 山口典義
営業第1部	常務取締役 小林 茂 部長 宮下正利	専務取締役 小林 茂 部長 宮下正利	専務取締役 内海暎郎 部長 藤野忠彦	専務取締役 内海暎郎 部長 藤野忠彦	専務取締役 内海暎郎 部長 追川 誠	専務取締役 鈴木孝彦 部長 小林敬典
営業第2部	常務取締役 日向正巳	専務取締役 日向正巳	常務取締役 豊川圭一	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎
営業第3部	常務取締役 小林 茂	専務取締役 小林 茂	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 鈴木孝彦
営業第4部	常務取締役 小林 茂	専務取締役 小林 茂 部長 藤野忠彦	常務取締役 豊川圭一 部長 河合直忠	常務取締役 麻生三郎 部長 河合直忠	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎
(本店法人営業部)	常務取締役 小林 茂	6年4月1日付再編により廃止				
営業第5部	常務取締役 日向正巳	専務取締役 日向正巳	常務取締役 豊川圭一	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎
営業第6部	常務取締役 日向正巳	専務取締役 日向正巳 部長 河合直忠	常務取締役 豊川圭一	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎
営業第7部	常務取締役 日向正巳	専務取締役 日向正巳	常務取締役 豊川圭一	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 麻生三郎
営業第8部		8年2月1日付新設	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 内海暎郎	専務取締役 鈴木孝彦
営業第9部					10年11月16日付新設	専務取締役 鈴木孝彦
東京営業第1部					11年2月1日付新設	常務取締役 河合直忠 部長 川崎益晴
東京営業第2部					11年2月15日付新設	常務取締役 河合直忠
東京営業第3部					11年2月22日付新設	常務取締役 河合直忠
東京営業第4部～6部					11年2月1日付新設	常務取締役 河合直忠
東京西営業第1部					10年5月25日付新設	常務取締役 川浪恵太郎 部長 藤井 章
東京西営業第2部					10年5月25日付新設	常務取締役 川浪恵太郎
東京西営業第3部～第5部					10年12月14日付新設	常務取締役 川浪恵太郎
大阪営業第1部					10年7月21日付新設	常務取締役 伊藤一雄 部長 鉢呂哲雄
大阪営業第2部・第3部・大阪年金営業部・大阪不動産部					10年7月21日付新設	常務取締役 伊藤一雄
大阪支店長	常務取締役 内海暎郎	常務取締役 内海暎郎	常務取締役 麻生三郎	常務取締役 豊川圭一	常務取締役 豊川圭一	

担当業務	5年度 (6年3月)	6年度 (7年3月)	7年度 (8年3月)	8年度 (9年3月)	9年度 (10年3月)	現在
大阪支店副支店長	麻生三郎	麻生三郎	川浪恵太郎	川浪恵太郎	鉢呂哲雄	
丸の内支店長	石井史郎	石井史郎	尾崎雅幸	尾崎雅幸	河合直忠	
ニューヨーク支店長 兼ケイマン支店長	山田邦康	山田邦康	山田邦康	芹澤洋介	芹澤洋介	芹澤洋介
京都支店長	石塚 正	石塚 正	石塚 正	三井 稔	三井 稔	前田勝洋
名古屋支店長	平沢一浩	岩本厚博	嶋村堯敏	嶋村堯敏	川浪恵太郎	大谷 浩
ロンドン支店長				追川 誠	大橋雄治	大橋雄治
虎ノ門支店長	尾崎雅幸	尾崎雅幸	渡邊洋三	渡邊洋三	小林敬典	
福岡支店長	佐瀬邦雄	佐瀬邦雄	山根威人	山根威人		

(3) 自主的・積極的なディスクロージャー

金融機関を巡る環境の変化は激しく、また金融の自由化も進展する中、金融機関のディスクロージャーに対する社会的関心は今まで以上に高まってきており、当社においても従来以上に自主的かつ積極的な取組みが必要であるとの認識を持っている。

従って、当社の経営戦略・財務内容を内外の利害関係者（ステークホルダー）にあらゆる機会を捉え情報発信することに注力していく方針である。

以上を踏まえ当社ではすでに具体的取組みを開始している。

まず銀行法に基づくディスクロージャー誌（98年度版）は、丁寧でわかりやすい表現を用いて他の大手行に先駆け6月末に早期発行を実施。また、年1回発行のディスクロージャー誌のみならず、中間期決算を踏まえた小冊子（半期ディスクロージャー誌）を新たに発行済み。

さらにタイムリーな情報提供に努めるための情報開示の手段として、紙媒体のみならずインターネットの活用やIR活動の観点からの会社説明会の開催を行っている。会社説明会は、現在年2回国内で実施しているが、99年1月には海外においても実施している。

内容面においては、98年度中間決算発表において金融再生法に基づく新基準方式の考え方に沿った資産内容の開示を前広に行い、当社に対するご理解をいただくよう努めている。

今後、信託銀行がもつ幅広い機能・業務内容と戦略を一層理解していただくための、ディスクロージャーを積極的に推進していきたい。

(4) 従来の経営責任についての考え方

過去の経営方針の決定および業務執行は、前記の経営理念および意思決定プロセスに沿って、適法かつ適正に行なわれてきたが、我が国経済状況の未曾有の変動の中で、多額の不良債権が発生したことは、経営として誠に遺憾であると考えている。

不良債権処理については、経営の最優先課題としてこれまで適時・適切な処理を旨として取り組んできたが、現下の経済環境等に鑑み、自己査定基準の一層の厳格化により、平成10年度決算において予防的かつ抜本的処理を行なう方針である。

また、当社は平成4年度以降、経営効率化に取り組み、役職員数削減、国内外拠点の統廃合、従業員処遇水準引き下げ、一般経費の削減等の合理化を先行して実施してきたが、経営としても上記の観点を深く認識し、また、強靱な経営基盤を確立していくための経営合理化を推進する姿勢を明確にする意味から、役員賞与については平成7年度分以降全額反上し、更に役員報酬についても平成4年度・8年度の2度の引き下げに続き、10年度においても平成10年4月に最大20%、平成11年1月に最大10%の削減を実施している。

引続き、更なる合理化の推進および業務の再構築のスピードを上げ、信託機能の一層の発揮により社会的責務をはたしていく所存である。

4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等

(1) 資本注入前の資本政策

イ. 基本的考え方

利益の内部留保により自己資本の増強に努め、今後予想される環境変化に対応できる強固な経営基盤づくりに向けた投資を行なうとともに、劣後特約付き債務の調達等により補完的資本をあわせて充実させ、健全な経営を安定的に維持・発展させるために必要な資本を確保することを基本方針としてきた。具体的には、自己資本比率10%程度を目標として資本の充実に努めてきた。一方、資本効率にも十分留意し、増資等による資本調達については慎重に対応してきた。

ロ. 発行済み株式の資本組入れ額の減少、株式の併合、消却等を行なわない理由

「過少資本の状況にある旨の区分」に該当する金融機関については、資本の注入により既存株主を不当に利する場合は、注入にあたり、資本組入れ額等の減少等により株式の一株当りの価値を適正化することが求められているが、当社は「健全な自己資本の状況にある旨の金融機関」に該当しており、また、株主資本の価値が資本金以下に毀損した状態にはないことから、当社は発行済み株式の資本組入れ額の減少、株式の併合、消却等を行なう必要はないと考えている。

八. 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当については、銀行業の公共性に鑑み、内部留保の充実にも意を用いつつ、安定的な配当を行なうことを基本方針としてきた。この基本方針および現状の厳しい経済環境等を勘案し、平成11年3月期の期末配当金については50銭減額の3円50銭とする計画である。

役員報酬については、4年下期に5%、更に8年上期に最大20%の削減を実施したが、これに加えて強靱な経営基盤を確立していくための経営合理化を一層推進する姿勢を明確に示す意味から、10年4月より新たに最大20%、さらに11年1月より最大10%の削減を実施している。

利益金処分による役員賞与については、経営環境を総合的に勘案して、既に平成7年度分以降、全額返上している。

(2) 資本注入後の資本政策

イ. 基本的考え方

従来の基本方針を引継ぎつつ、公的資金の注入効果の持続と返済原資を確保するために、利益の内部留保に一層留意した運営に努める。当面の経営環境が不透明であることから、自己資本比率についても10%超を目標とし、公的資金注入後も主に内部留保と劣後特約付き社債の発行等の市場調達により自己資本の充実に努める。これにより、当社の信用力及び株価の維持・向上を図り、資本注入に係る株式等の処分が容易となるよう最大限努める。

ロ. 配当、役員報酬・賞与についての考え方

配当、役員報酬・賞与は、収益動向等の経営実績及び見通しを総合的に勘案して決定する。

配当については、安定的な配当維持を基本方針としつつも、従来以上に内部留保の充実に意を用いる。このため当面の間、年間配当額については7円への減額を想定している。

役員報酬・賞与については、既に大幅な削減又は全額返上を実施しており、当面の間この水準を維持する予定である。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

・基本的な取組み姿勢

(1) 現状に対する認識

企業規模別貸出状況

・大企業が約50%、中堅企業が約10%、中小企業が約40%（うち個人約8%）となっており、大企業比率が極めて高い一方、中小企業比率については、店舗数・社員数等が大きく異なる大手都銀と比して低い水準にある。

業種別貸出状況

・ノンバンク向け・不動産業向け貸出の構成比率が比較的高い。

不良債権状況

・当社の不良債権及び問題債権は、中小企業の上記特定2業種における比率が高い。

・破産・更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権については、自己査定結果に基づいた償却・引当を厳格に実施している。要管理債権・正常債権については、引当率の一層の改善が課題。

(2) 基本的な取組み姿勢

<ポイント>

A. 貸出ポートフォリオの再構築・適正化

*不良資産の早期処理および優良資産の積極的取り込みによる貸出資産の入替え・ポートフォリオの健全化を図る。

B. 信用供与の円滑化に対する取組み

*中小企業等に対する資金の円滑な供給を促進するとともに、信託の仕組みと機能を発揮し、貸出以外の企業金融を通じた信用供与の円滑化にも注力する。

A. 貸出ポートフォリオの再構築・適正化

企業規模別取組み姿勢

- ・健全な取引先やリストラに取組む企業に対しては、企業規模に拘らず、今後とも積極的に取組む。
- ・特に中小企業向け貸出・信用供与については、特定業種に対する集中リスクの回避および分類債権のリスクに留意しつつ、信託機能を発揮しながら、信用供与の拡大に努力する。

業種別取組み姿勢

・特定業種向け貸出偏重リスクについては、その他の一般業種に対する積極的な貸出・信用供与を行いつつ、ポートフォリオの適正化に取組むこととする。

分類債権に対する取組み姿勢

- ・ 公的資金導入を前提として、従来以上に分類債権の前倒し処理を促進し、資産の早期健全化を図る。
- ・ 具体的には、破産・更生債権等については、引当処理に止まらず、可能な限り最終処理を実施する。
- ・ 要管理債権については実績率に基づく十分な引当金の積み増し、正常債権については格付毎に算出する実績率の精度向上を目指す。

B. 信用供与の円滑化に対する取組み

中小企業等に対する貸出取組み姿勢

- ・ 特に成長過程にある中小企業に対しては、当社プロパー貸出の他、信用保証協会保証制度等の活用を含めて、今後とも円滑な資金供給に対する十分な配慮を行う。

信託機能を発揮した貸出以外の資金調達方法による資金供給の拡大

- ・ 多様化する企業のファイナンス・ニーズに対し、信託の仕組み・機能を活用した資金仲介機能に注力し、中小企業を含む我が国産業界の健全な発展に寄与していく（平成10年10月 企業金融部内に「金融開発室」を設置）。

（具体例）

- * 担保の不足する健全な下請け企業等向け資金供与

売掛債権信託・リース債権信託等

- * バランスシートのリストラクチャリングに取り組んでいる企業向け資金供与・コンサルティング

不動産の信託による証券化・退職給付債務残立不足問題対策・診療報酬受取債権等の債権流動化

(図表10)貸出金の推移

(残高)

(億円)

		10/3月末	10/9月末	未平比率	11/3月末	12/3月末
		実績 (A)	実績 (B)		見込み (C)	計画 (D)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	106,102	100,307	95.8	94,447	94,195
	インパクトローンを除くベース	104,199	98,947	96.0	93,377	93,417
中小企業向け(注1)	インパクトローンを含むベース	47,074	44,060	96.7	40,971	40,280
	インパクトローンを除くベース	46,452	43,712	97.0	40,727	40,096
うち保証協会保証付貸出		4	4	108.1	6	8
個人向け		9,422	9,146	98.4	8,953	8,556
うち住宅ローン		5,997	5,898	99.3	5,868	5,803
その他		-	-	-	-	-
海外貸出(注2)		21,223	19,465	94.0	16,420	16,420
合計		125,422	118,412	95.6	109,797	109,837

(同・実勢ベース<下表の増減要因を除く>)

(億円)

		10/3月末	10/9月末	未平比率	11/3月末	12/3月末
		実績 (A)	実績 (B)+(F)		見込み (C)+(G)	計画 (D)+(G)+(H)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	106,102	103,638	/	102,348	103,056
	インパクトローンを除くベース	104,199	102,269		101,269	102,269
中小企業向け(注1)	インパクトローンを含むベース	47,074	45,804		45,200	45,340
	インパクトローンを除くベース	46,452	45,456		44,956	45,156

(注1)中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は30百万円、小売業、飲食業、サービス業は10百万円)以下の会社または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人以下)の会社を指す。

(注2)当該期の期末レートで換算。海外貸出は、国内勘定の外貨貸出を含む。

(不良債権処理等に係る残高増減) (インパクトローンを除くベース)

(億円 ()内はうち中小企業向け)

	9年度中 実績 (E)		10/上期中 実績 (F)		10年度中 見込み (G)		11年度中 計画 (H)	
貸出金償却	1,257	(1,185)	828	(745)	1,298	(1,152)	960	(831)
CCC向け債権売却損	31	(31)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
債権流動化(注4)	89	(0)	1,167	(0)	2,167	(0)	0	(0)
会計上の変更(注5)	0	(0)	0	(0)	2,800	(2,078)	0	(0)
協定銀行等への資産売却額(注6)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他不良債権処理関連	0	(0)	1,327	(999)	1,627	(999)	0	(0)
計	1,377	(1,216)	3,322	(1,744)	7,892	(4,229)	960	(831)

(注4)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注5)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注6)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

第一回優先株について

第一回優先株については、利益による買入消却に対応することができる財源確保が充分可能であると判断している。平成11年度から14年度までに、業務純益の見込が合計約4,700億円、買入消却の原資となる剰余金が14年度末で約2,750億円になる計画であり、当初払込金額程度での買入消却には十分対応可能である。また、自己資本比率規制の観点では、平成14年度末の自己資本比率が12%程度となっており、当初払込金額相当の買入消却により自己資本が減少しても10%台の自己資本比率を維持可能と考えられる。

一方、当社普通株の株価が転換価格に比べて大幅に上昇し、当初払込金額に比べて優先株式の価値が大きくなった場合には、買入消却が困難となる可能性があるが、その場合は市場における処分が十分可能であると考える。

第二回永久社債（劣後条項付き）について

第二回永久社債（劣後条項付き）については、商品の性格上、償還を前提としていない商品なので、一定期間経過後に金利の上乗せ条項を付することで、転売による処分が容易になるよう配慮している。また、発行から5年経た時点より、期前償還が可能となる条項を付しており、償還の必要が生じた場合にも対応可能としている。

償還財源の確保については、今回の公的資金の注入及び今後の利益蓄積による資本増強により当社の金融市場における信認が向上すること、及び銀行向け資本市場の安定性が回復することにより、劣後債務による資本調達が容易になると考えられることから、Tier 2 資本を維持しつつ償還することが可能であると考える。

また、平成14年度末の自己資本の見込がTier 1、Tier 2 合計で約1兆4,000億円であるのに対し、リスクアセットの見込みは約11兆7,000億円なので、前記の優先株の買入消却と本永久社債の期前償還を実施しても、自己資本比率は9%台の水準を維持できる。期前償還は平成16年3月末以降可能となるので、平成15年度の利益蓄積を考慮すると期前償還のための財源には問題が無いとみている。

(2) 収益見通し

イ. 今後5年間の収益計画とその主要前提条件が変化した場合の変動見通し

(図表11)収益見通し(償却引当業務純益ベース)

(億円)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
基準シナリオ(A)	2,752	1,615	1,221	1,119	1,200

・主要前提条件

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
期末株価(日経平均)	13,406円	13,406円	13,406円	13,406円	13,406円
期末為替レート(\$-¥)	135.35円	135.35円	135.35円	135.35円	135.35円
長期プライムレート(期末)	2.90%	3.00%	3.20%	3.40%	3.50%
円金利・Tibor1M(期末)	0.90%	1.13%	1.22%	1.28%	1.32%
US\$金利・Libor6M(期末)	5.20%	5.25%	5.25%	5.25%	5.25%
EUR金利・Libor6M(期末)	3.34%	3.40%	3.40%	3.65%	3.90%
ジャパンプレミアム(期末)	0.55%	0.55%	0.55%	0.00%	0.00%
貸出金ボリューム(平残)	92,005億円	86,031億円	85,862億円	84,543億円	82,479億円
有価証券ボリューム(平残)	50,900億円	49,838億円	49,198億円	48,277億円	47,821億円
国内手数料部門	中期経営計画通りに成長				
受託財産部門	中期経営計画通りに成長				

(基準シナリオの説明)

・11/3月期は、国内資金部門・国際業務部門とも高水準の資金利益を維持、償却引当業務純益は4年連続で2,500億円以上を確保できる見込み。

・12/3月期以降、投資目的で保有しているポートフォリオの利回りが債券等の償還により低下するため、資金利益が減少する。これに対し、預貸業務の効率化、受託財産部門の飛躍的拡大により収益の安定化を図る。なお、保守性の観点からALMオペレーションによる国内資金利益の改善は織り込んでいない。

・13/3月期以降、受託財産部門の収益拡大の成果が顕著となり、内外資金利益の減収を補うことで、1,100億円~1,200億円前後の償却引当業務純益を確保できる計画。

基準シナリオに対する変動見通し

(億円)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
楽観的シナリオ(B)	2,756	1,763	1,445	1,291	1,417
変化額(B)-(A)	4	148	223	173	217
悲観的シナリオ(C)	2,759	1,249	1,019	998	1,038
変化額(C)-(A)	8	-366	-202	-120	-162

・楽観的・悲観的シナリオの設定方法・計算根拠の概要

・楽観的シナリオの主要前提条件（株価、為替、貸出金・有価証券ボリュームは基準シナリオと同じ）

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
長期プライムレート（期末）	2.90%	3.00%	3.20%	3.40%	3.50%
円金利・Tibor1M(期末)	0.90%	1.13%	1.22%	1.28%	1.32%
US \$金利・Libor6M(期末)	5.20%	4.73%	4.98%	5.14%	5.24%
EUR金利・Libor6M(期末)	3.34%	3.18%	3.19%	3.64%	3.90%
ジャパンプレミアム（期末）	0.55%	0.55%	0.55%	0.00%	0.00%
国内手数料部門	中期経営計画を上回る成長達成				
受信財産部門	中期経営計画を上回る成長達成				

（楽観的シナリオの説明）

・11/3月期は基準シナリオとほぼ同水準。

・12/3月期以降は、中期経営計画を上回る受信財産部門の成長と、外貨金利低下による国際業務部門の増収（基準シナリオ比）で、13/3月期以降も1,300億円～1,400億円前後の償却引当業務純益を確保できる計画。

・11/3月期以降の5年間の累計業務純益（償却引当前）は、基準シナリオ比+765億円。

・悲観的シナリオの主要前提条件（株価、為替、貸出金・有価証券ボリュームは基準シナリオと同じ）

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
長期プライムレート（期末）	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%
円金利・Tibor1M(期末)	0.82%	0.82%	0.82%	0.82%	0.82%
US \$金利・Libor6M(期末)	5.20%	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%
EUR金利・Libor6M(期末)	3.34%	4.00%	4.00%	4.00%	4.00%
ジャパンプレミアム（期末）	0.55%	0.70%	0.70%	0.40%	0.40%
国内手数料部門	穏やかな成長に留まる（中期経営計画未達）				
受信財産部門	穏やかな成長に留まる（中期経営計画未達）				

（悲観的シナリオの説明）

・11/3月期は基準シナリオとほぼ同水準。

・12/3月期以降は、景気停滞継続による受信財産部門の成長鈍化（中期経営計画未達）と、ジャパンプレミアム拡大による国際業務部門収益の減少（基準シナリオ比）で、13/3月期以降の償却引当業務純益は1,000億円前後まで低下。

・11/3月期以降の5年間の累計業務純益（償却引当前）は、基準シナリオ比 842億円。

ロ．リスク調整後の部門別収益率の見通し

(単位：%)

	11/3月期	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
国内資金部門	57.55	22.61	19.31	17.53	15.19
国内手数料部門	17.15	27.43	29.51	31.83	32.47
受託財産部門	22.84	28.31	40.32	52.43	65.35
国際業務部門	53.04	51.51	25.33	17.30	22.74
合計	51.89	30.58	23.26	21.70	23.65

(注1) 上記計数は、各部門の保有するリスク量を想定し、そのリスク量と同額の資本を当該部門に配分したと仮定した場合の資本収益率。

(注2) 社内の管理会計ベースにて算出。

(部門別収益率算出の前提)

部門別収益率の算式

部門別純収益(経費差引き後の業務純益ベース) / 部門別配分資本額

部門別資本配分方法

国内資金部門・国際業務部門は自己資本比率規制上のリスクアセットをベースに資本配分額を算出。

国内手数料部門・受託財産部門は、過去の収益実績等に基づき資本配分額を算出(従って将来の業容拡大に伴う所要資本の増加は織込んでいない)。

(部門別収益率の見通し)

11/3月期は、債券投資等に伴う金利収入等により、国内資金部門・国際業務部門が高水準の収益率を維持することから、全体では50%超の資本収益率を達成できる見通し。

12/3月期以降、飛躍的拡大戦略を追及する受託財産部門の収益率拡大を見込むが、一方高収益に貢献してきた債券等の満期到来もあり、国内資金部門・国際業務部門の収益率の逡減が予想される。この結果、13/3月期以降の当社全体の収益率は安定的に20%台で推移することが見込まれる。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 各種リスク管理の状況

当社は、9年4月からスタートしている第6次中期経営計画における重点課題の一つとして、「自律的な内部管理・リスク管理体制の構築」を掲げ、リスク管理体制の充実に取り組んでいる。

管理すべきリスクの種類は、定量化可能なリスクとして信用リスク・金利リスク・カントリーリスク・マーケットリスク・流動性リスク、定性的リスクとして、オペレーショナルリスク・EDPリスク・法務リスク・レピュテーションリスクを認識している。

リスク管理の組織・権限は、職制規則・権限規則等に基づき明確に定めている。リスク管理の手法・手続規程は、リスク管理の主管部が定めるマニュアル・通達等で定めている。

また、当社の経営陣はリスク管理の基本方針の策定・リスク限度額の設定等、リスク管理に積極的に関与している。

マーケットリスクについては、社長主宰の協議決定機関であるALM審議会が、管理の対象・手法・手続等マーケットリスク管理に係る制度を定めるとともに、リスク限度額の設定・リスク量の動向の監視を行っている。さらに四半期毎にリスクの状況について常務会に報告し、常務役員の理解を確保している。

流動性リスクについても、ALM審議会が枠を決裁するなど経営陣が積極的に管理に関与している。

信用リスクについては、投融資審議会において、経営陣が決裁手続等のリスク管理制度を定めるとともに、個別案件毎に決裁することでリスク管理に関与している。

また、コンピューターの西暦2000年問題については、単に情報システムに関わるリスクのみではなく、金融機関の経営全般に関わるリスクを包含していると認識し、役員の管理・監督の下に全社的に2000年問題に取り組むため、「西暦2000年委員会」を設置し管理している。

同委員会は、委員長を総合企画部担当常務役員とし、副委員長をシステム・事務部門担当常務役員とし、システム企画部、総務部、国際業務部等の18部室で構成しており、さらに、いずれかの構成部室の傘下に関係会社等を含めた全部店を配置している。なお、これらの体制を取りまとめる事務局として、専任担当者3名からなる「西暦2000年対策室」を設置している。

(図表12)リスク管理の状況

(平成11年3月4日現在)

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去1年間にみられた改善を要する事例の件数および概要
信用リスク	企業金融部	貸出、市場性金融取引および政策投資案件毎の稟議による個別リスク管理。企業格付制度、分類制度、E D Aシステム等による取引先毎の与信管理。	5件 ・信用リスク統合管理、計量化等、信用リスク管理の高度化を目的とする専任体制を構築。 ・資産内容の健全性確保の観点から3業種に対する貸出偏重リスクの是正に努め、半期毎に経営に対しポートフォリオ改善状況を報告。 ・信用リスク管理徹底のため部店長裁量貸出に対してルール見直しの中で格付作業を開始。 ・審査第1部融資調査G内に格付班を設置。 ・市場性金融取引に係る信用リスク管理においてカレント・エクスポージャー方式を導入。
金利リスク	総合企画部	V A R等により、リスク量を把握し、経営体力を勘案して設定したリスクリミットの範囲内で管理。	1件 ・組織改正によりフロントから独立したリスク監視機能を強化。
カントリーリスク	国際審査部	国の信用度に応じて格付を行い、格付に応じたカントリー枠を設定、定期的に見直し、管理。	2件 ・純投資（資金企画運用部所管の証券投資）をカントリー枠の対象資産として追加。 ・別枠になっていた市場性取引枠も含めた国別与信総枠を新たに設定。
マーケットリスク	総合企画部	V A R等により、リスク量を把握し、経営体力を勘案して設定したリスクリミットの範囲内で管理。	1件 ・組織改正によりフロントから独立したリスク監視機能を強化。
流動性リスク	資金企画運用部 資金為替部	資金繰りを主管部が把握し、資金ギャップが過大とならないよう管理。特に外貨資金は、手前5営業日の要調達額に枠を設定し管理。	1件 ・シナリオに応じた流動性リスクへの対応策の検討。
オペレーショナルリスク	事務管理部 検査部 事務主管本部	定期的事務研修の実施、事務マニュアルの整備・拡充による不適切な事務処理防止。検査部検査・部店内検査による自律的管理実践。	3件 ・事務リスク総点検の実施。 ・内部管理部門の人材育成強化。 ・事例等の営業店へのタイムリーな還元、注意喚起。
EDPリスク (ハード面) (ソフト面)	システム企画部 検査部	F I S C ((財)金融情報システムセンター) 安全対策基準に基く管理の実施。検査部によるE D P監査の実施。	4件 ・左記安全対策基準改定に伴う対応の検討。 ・検査部EDP監査の指摘への対応。 ・ネットワークセキュリティ強化対応（外部機関による侵入テスト・ペリサイン社認証・セキュリティイドライン策定中）。 ・分散システム管理指針の改定。
法務リスク	法務室 業務所管本部	コンプライアンス委員会による法令遵守体制の整備。法務室と所管本部による個別案件の法的リスクのダブルチェック。	2件 ・苦情、事故等に係る報告・処理ルールの堅確化。 ・国内全部店において法令遵守状況の自主点検の定例実施化。
レピュテーションリスク	個人業務推進部	お客さまサービス室を設置し、顧客との係争の防止・対応を実施。	1件 ・苦情、事故等に係る報告・処理ルールの堅確化。

(2)資産運用に係る決裁権限の状況

<信用リスク・マーケットリスクに対応した権限体系>

資産運用に係る決裁は、社長が主宰する協議決定機関である投融資審議会とALM審議会が行なう。投融資審議会は主として信用リスクの面から、ALM審議会は主としてマーケットリスク（金利リスクを含む）の面から、決裁を行なう。

<投融資審議会の決裁権限>

貸出金・デリバティブ取引等の与信取引に内包される信用リスクについては、社長主宰の協議決定機関である投融資審議会が、個別取引先毎の信用状況等を勘案して決裁している。

投融資審議会では、個別与信取引案件の決裁のほか、政策投資の決定、上位格付先の決定、国別与信限度額の決定、業種・格付別与信状況等の定期的レビュー等についても行われており、これらの具体的な手続きは、投融資審議会規則・同施行規程で明文化されている。

一方、個別取引の執行に係る取引権限は、投融資審議会から付与された個別取引先毎の枠の範囲において、国内外の与信取引に係る審査担当常務役員に付与されており、必要に応じ審査担当部内の適当と認められた者及び営業部店長に権限委譲されている。取引権限の所管や権限委譲の取扱い、及び投融資審議会を含む上級権限者（組織）への権限行使報告の取扱い等については、常務会の決定のもと取扱商品種類等に応じて制定されている各取引権限規則・同施行規程等において明文化され遵守されている。

<ALM審議会の決裁権限>

有価証券投資及びデリバティブ取引等に内包されるマーケットリスクの上限については、社長主宰の協議決定機関であるALM審議会が当社の経営体力などを勘案して決裁している。ALM審議会によるマーケットリスク管理の具体的手続等は、ALM審議会規則・同施行規程・市場リスク管理ルールで明文化されている。

実際の取引執行に係る取引権限は、ALM審議会が決定したマーケットリスクの上限の範囲内で行使するものとして、ALM審議会から市場運用部署の担当常務役員に付与されており、市場運用部署内の部長・海外支店長及び同部店内の適当と認められた者に権限委譲されている。

取引権限の所管や権限委譲の取扱い、及びALM審議会を含む上級権限者（組織）への権限行使報告の取扱い等については、常務会が取扱商品種類等に応じて制定した各取引権限規則等において明文化され遵守されている。

(3)行内企業格付け、ローングレーディングによる管理の状況

国内取引先に係る企業格付制度

- ・ 定量要因（財務要因）および定性要因（非財務要因）を加味した企業格付制度。
- ・ 定型化された格付方法により客観性の確保を維持している。
- ・ 格付と自己査定における債務者区分との関連について明記し、両者の整合性を担保している。

格付	定義	決裁部署	自己査定との関係
1	超優良先	企業金融部	正常先
2	優良先		
3	リスク小先		
4	標準比良好先	審査第1部但し一部の先については、 審査第1部が先議のうえ企業金融部 が決裁	正常先
5	標準先		
6	許容可能先	審査第1部但し一部の先については、 審査第1部が先議のうえ企業金融部 が決裁	要注意先
7	要留意段階先		
8	(実質)支援先 (実質)延滞先		
9	破綻懸念先	審査第2部	破綻懸念先
10	実質破綻先・破綻先		実質破綻先・破綻先
無格付	部店長裁量先 特殊法人等	審査第1部（部店長裁量先を除く）	

ローングレーディングによる管理

* ポートフォリオ管理

- ・ 格付別与信残高状況を4半期毎に、社長以下の役員で構成される投融資審議会に報告
- ・ 業種格付別与信残高状況（特定3業種が中心）を半期毎に、投融資審議会に報告
- ・ 格付に基づいた信託勘定の貸出金運用・与信管理

* 自己査定による信用リスク管理

- ・ 自己査定抽出基準に格付を使用
- ・ 自己査定における債務者区分との整合性を担保

* 個別審査・債権管理

- ・ 格付を基準とした個別審査に係る決裁体制
- ・ 格付に応じたプライシング・ガイドラインの導入

* 信用リスク計量化

- ・ 格付毎の倒産確率、保全状況を加味した貸出案件の価値評価システムを構築中。
- ・ 案件毎の適正スプレッドの把握、ポートフォリオ全体のリスク量の算出による効率的な資産配分を目指す。

(4) 資産内容

イ. 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

	11/3月末 見込み (億円)	保全部分を除いた分の引当方針および具体的な目標計数
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,487	非保全額全額について、直接償却または個別貸倒引当金計上する。
危険債権	8,111	危険債権については、債務者の約定履行状況・当社の実態把握状況に応じて、分類の50%~100%を、直接償却または個別貸倒引当金計上する。11/3期銀行勘定の分類引当率は70%程度となる見込み。
要管理債権	751	要管理先債権の担保・保証で保全されていない部分の15%を引き当てる。
正常債権	104,115	要管理先債権以外の要注意先については、期末の与信残高に対して、平均残存期間等を勘案して算出された貸倒実績率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上する。 正常先については、期末の与信残高に対して、1年間分の貸倒実績率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上する。

(図表14)リスク管理債権情報(注1)

(億円、%)

		10/3月末 実績	10/9月末 実績	11/3月末 見込み
破綻先債権額	銀行勘定	1,897	2,443	2,375
	信託勘定	180	54	52
延滞債権額	銀行勘定	2,290	2,595	2,706
	信託勘定	819	597	847
3か月以上延滞債権額	銀行勘定	117	208	172
	信託勘定	62	268	125
貸出条件緩和債権額	銀行勘定	2,614	2,553	2,511
	信託勘定	170	154	151
イ．金利減免債権	銀行勘定	929	1,235	1,206
	信託勘定	39	49	49
ロ．金利支払猶予債権	銀行勘定	373	373	373
	信託勘定	35	22	19
ハ．経営支援先に対する債権	銀行勘定	51	49	39
	信託勘定	-	-	-
ニ．元本返済猶予債権	銀行勘定	1,000	637	635
	信託勘定	-	-	-
ホ．その他	銀行勘定	259	257	257
	信託勘定	95	81	81
合 計	銀行勘定	6,920	7,800	4,964
	信託勘定	1,232	1,074	1,175
会計上の変更により減少した額(注2)		-	-	2,800
比率(銀行勘定)	/銀行勘定総貸出	7.34	8.54	5.81
比率(信託勘定)	/信託勘定総貸出	3.96	3.98	4.81
個別貸倒引当金	A	4,894	5,048	3,913
引当金 A /		70.73	64.72	78.83

(注1)全銀協の「有価証券報告書における「リスク管理債権情報」の開示について」(平成10年3月24日付、平10調々第43号)の定義に従うものとし、貸出条件緩和債権について複数の項目に該当するものについては最も適当と判断した項目に計上している。

(注2)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分。

(5) 償却・引当方針

イ. 従来償却・引当方針

<基本的な考え方>

・金融機関として、また信託の受託者としての社会的使命を果たすためには、資産の健全性を維持することが不可欠であるとの認識に立ち、自己査定結果に基づく適切な償却・引当を半期毎に実施している。

・具体的には、金融機能早期健全化緊急措置法の規程によるほか、商法・企業会計原則や公認会計士協会の監査実務指針等に従い、体制・規程の整備を行い、厳格な自己査定により資産の実態を把握し、将来にわたる資産の健全性確保のために、十分な償却の実施、引当金の計上を行うこととしている。

<体制の強化>

・平成10年4月1日の早期是正措置実施に先立ち、自己査定規程、償却・引当規程等の内部規定の整備を行うとともに、相互牽制強化の見地から「与信監査室」を設置。

・現在当社では、自己査定に基づく償却・引当の実施については、第1次の自己査定、償却・引当額算定を営業部において、第2次の査定・算定を本部貸出承認部署において行い、更に与信監査室においてその妥当性についての検証を行う体制をとっている。

なお、これらの部署はいずれも決算関連部署からは独立して機能している。

・またこれらの結果については監査法人の監査、当局の検査等において適切な検証が行われるよう、十分な資料・記録を保存している。

<引当率等の算定方法>

・破産先、実質破綻先については、個別債権毎に回収不能額を算定し、回収不能額全額を償却もしくは個別引当金計上する。

・破綻懸念先については、個別債権毎に回収可能見込額を算出し、貸出残高からこれを控除した額に倒産確率を乗じた金額を回収不能見込額として償却もしくは個別引当金計上する。

なお、倒産確率データが蓄積されるまでの暫定値として、延滞先（実質延滞先を含む）については70%、非延滞先については50%の倒産確率を使用する。

・要注意先、正常先については、期末の対象残高に貸倒実績率（1年間分）を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上する。

ロ．公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

<基本的な考え方>

- ・従来以上に積極的な不良債権処理を促進する。

- ・具体的には、要注意債権について要管理債権の分別及び社内格付による細分化を行い、それぞれの区分毎に必要な一般貸倒引当金の積み増しを行い、個別貸倒引当金についても従来以上に精度の高い対応を図り、将来の予想損失に対し十分な引当水準を確保する。

これにより、資産の健全性を早期に確実にし、中小企業に対する円滑な資金供給等の社会的要請に応えることのできる体制を早期に構築する。

- ・また、個別債務者からの債権放棄等の支援要請に対しては、当該企業存続の社会的意義と信用秩序の維持という命題を踏まえ、再建計画の合理性・実現可能性、借り手企業の経営責任の明確化、残存債権の回収がより確実となること、などを検証した上で判断する。

<体制の強化>

- ・信用リスクの計測の精度向上のためのシステム整備を行い、より適切な引当水準を確保する。

- ・上記基本方針を促進するための、償却・引当規程の見直しを行う。

- ・適切な引当水準確保についての経営責任をより明確にする。

- ・相互牽制体制強化にかかる組織の見直しを図る。

<引当率等の算定方法>

- ・破産更生債権については非保全額全額について直接償却または個別貸倒引当金を計上する。

- ・危険債権については、債務者の約定履行状況・当社の実態把握状況に応じて、分類の50%～100%を、直接償却または個別貸倒引当金計上する。

- ・要管理先債権については、担保・保証で保全されていない部分の15%を引き当てる。

- ・要管理先以外の要注意先については、期末の与信残高に対して、平均残存期間等を勘案して算出された貸倒実績率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上する。

- ・正常先については、期末の与信残高に対して、1年分の貸倒実績率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上する。

(図表15)不良債権処理状況

(億円)

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み
不良債権処理額(A)	3,930	3,818	4,624
個別貸倒引当金取崩額(B)	194	718	391
不良債権処理損失額(A)-(B)	3,736	3,100	4,233
うち銀行勘定	2,649	2,821	3,442
貸出金償却	218	57	0
個別貸倒引当金繰入額	2,079	2,580	3,282
CCPC向け債権売却損	7	55	8
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
債権売却損失引当金繰入額	127	58	40
その他債権売却損	179	58	111
取引先支援損	37	9	-
うち信託勘定	1,087	278	790
貸出金償却	1,029	271	755
CCPC向け債権売却損	57	7	14
協定銀行等への資産売却損(注)	-	-	-
その他債権売却損	-	-	21

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表16)不良債権償却原資

(億円)

	9/3月期 実績	10/3月期 実績	11/3月期 見込み
信託勘定償却前業務純益	4,960	2,511	1,976
国債等債券関係損益	87	347	622
株式等損益	-421	687	379
不動産処分損益	-470	4	9
内部留保利益	0	0	0
その他	0	0	2,466
合計	4,067	3,203	4,830

八管理階等における管理・回収方策

(1) 6年10月に問題債権管理の専門部として審査第2部を発足、以後、倒産先・延滞先を中心とする特定先の与信審査と債権管理を担当し、不良債権の早期処理を目指してきた。

加えて、法的手段の活用や担保処分の促進による個別案件処理、不良債権の一括売却（バルクセール）等による最終処理に積極的に取り組んでいる。10年9月中間期には、国内部門で約1,340億円（貸出残高ベース）のバルクセールを実施したが、下期についても相応額の処理を行う方針である。

(2) 10年7月以降は、自己査定・社内格付の結果から担当与信セクション（企業金融部・審査1部・審査2部）を峻別し、債務者の信用リスクに応じた管理を行うよう努めている。

このうち審査第1部においては、一般事業法人の業種・企業毎の個別審査および格付制度・財務分析システムの運営管理を、審査第2部においては、低格付先・低位の債務者区分先・当社が主体となる支援先等の管理を、それぞれ専任で担当することとしている。

(3) 営業部店については、問題与信先の特定部店（拠点）への集約化により、より効率的かつ適切な管理回収体制の構築を目指している。

二．行内企業格付ごとの償却・引当の目途

- ・ 9～10格（破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に相当）については、前述の通り必要額全額を直接償却または個別貸倒引当金計上する。

- ・ 7～8格（要注意先に相当）については、平均残存期間等を勘案して算出された貸倒実績率に基づく予想損失額を一般貸倒引当金計上する。格付毎に貸倒実績率を推計して使用する予定。

- ・ 1～6格（正常先に相当）については、正常先全体に対する今後1年間の貸倒実績率に基づく予想損失額を一般貸倒引当金計上する。

- ・ 上記1～8格においては、貸倒実績率に基づく方法とは別に、現在、信用格付毎の倒産確率に基づく予想損失率データの蓄積を図っている。但し、倒産確率アプローチから算定される予想損失額は、実際に使用する上記貸倒実績率アプローチから算定される予想損失額の範囲内と想定される。

(図表17) 過去1年間の倒産先 (件数、億円)

倒産1年前の 行内格付け	件数	金額
1格	0	0
2格	0	0
3格	0	0
4格	0	0
5格	4	32
6格	15	1,479
7格	5	18
8格	3	182
9格	1	2
10格	6	253
無格	12	23
取引なし	5	11

(注) 6格の倒産金額には、大手銀行系ノンバンク大口倒産先2件、1,445億円を含む。

(注) 小口(与信額50百万円未満)は除く。

1 銀信合算ベース

2 平成10年1月～12月までの倒産先。小口(与信額50百万円未満)28社は除く。

3 平成10年1月～3月の倒産先については、1年前の格付として平成9年4月1日現在の格付を使用。

(10段階格付は平成9年4月より導入のため。)

(6)含み損益の状況

(図表18)含み損益総括表

(億円)

	10/3月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	45,386	49,786	4,400	4,591	191
債券	12,967	13,572	605	608	3
株式	15,542	18,417	2,874	2,909	34
その他	16,875	17,796	920	1,074	153
金銭の信託	856	873	17	20	3
再評価差額金(注1)	-	-	-	-	-
不動産含み損益(注1)	699	818	118	381	263
その他資産の含み損益(注2)	-	-	3,603	5,039	1,436

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づく事業用の土地の再評価は実施していないため、不動産含み損益を記入。

(注2)デリバティブ取引、債務保証等の偶発債務に係る損益を含む。本項目の取扱いについては、主務省令で定める基準による。

(億円)

	10/9月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	43,834	44,983	1,148	3,151	2,002
債券	12,409	13,183	773	774	1
株式	15,843	15,492	-350	1,416	1,767
その他	15,580	16,307	726	960	234
金銭の信託	878	900	22	27	5
再評価差額金	-	-	-	-	-
不動産含み損益	702	811	109	380	271
その他資産の含み損益	-	-	3,299	5,892	2,592

(7) 金融派生商品等取引動向

(図表19) オフバランス取引総括表

(億円)

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	10/3月末	10/9月末	10/3月末	10/9月末
金融先物取引	15,470	3,911	0	0
金利スワップ	313,283	345,849	6,311	7,674
通貨スワップ	22,830	26,912	1,136	1,830
先物外国為替取引	72,540	46,603	2,420	1,141
金利オプションの買い	37,156	42,614	418	547
通貨オプションの買い	266	2,402	5	31
その他の金融派生商品	11,235	15,583	0	0
一括ネットイング契約による与信相当額削除効果	-	-	3,624	3,811
合計	472,779	483,875	6,667	7,414

(注) B I S 自己資本比率基準ベースに取引所取引、原契約2週間以内の取引を加えたもの。

(図表20)信用力別構成(10/9月末時点)

(億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他(注)	合 計
信用リスク相当額(与信相当額)	7,029	385	-	7,414
信用コスト	0	0	-	0
信用リスク量	71	7	-	79

(注1)個人取引(外貨定期)、格付がない先に対するインパクトローン関連取引等。

(注2)信用コストは平成9年10月から平成10年9月までの貸倒実績値。

(注3)信用リスク量は自己資本比率規制上のリスクアセットに基づき算出。

・受託財産業務における飛躍的拡大
(受託財産部門全体のイメージ)

預り資産残高推移

【平成10年3月】

運用管理残高	10兆円
管理残高	10兆円

【平成15年3月】

運用管理残高	20兆円
管理残高	30兆円



(年金業務)

1. マーケットの拡大と当社の飛躍的拡大の計画

(1) マーケット全体(推計値)

【平成10年12月】 69兆円	→	【平成15年3月】 103兆円
8.1% / 年の高い伸び率		

(2) 当社の現状と計画

<受託残高>

【平成10年12月】 5.7兆円 (シェア 8.3%)	→	【平成15年3月】 9.7兆円 (シェア 9.4%)
-----------------------------------	---	----------------------------------

<収益推移>

	【平成10年3月】	→	【平成15年3月】
受託財産 部門全体	468億円	→	741億円
年金部門	304億円	→	500億円

施策

年金営業専担部を拠点内に
6部設置
システム投資の重点配分
(全体の8割を受託部門へ)
人員シフト
(バンキング業務からのシフト)
「コピジ叔の業務運営」ご参照

2. 足元での評価と実績

(1) 顧客からの高い評価(「年金情報」 98.12.21 第200号、99.1.4 第201号掲載)

運用能力についての評価(信託銀行)

信託銀行名	定量評価	定性評価	総合
三菱信託銀行	3.56	3.51	3.54
A銀行	3.41	3.41	3.44
B信託銀行	3.53	3.27	3.37
C信託銀行	3.27	3.18	3.23
D信託銀行	3.23	3.25	3.22

(注) 5段階評価の平均値。丸数字は各項目の順位。

新たに委託したい運用機関

順位	運用機関名	回答数
1	Eアセット・マネジメント	69
2	三菱信託銀行	65
3	F投資顧問	32
4	G投信投資顧問	29
5	H銀行	20

(2) 受託残高の足元での高い伸び(適格退職年金+厚生年金基金の残高の上位5受託機関比較)

受託機関名	10年9月末	増加率(%)
1.A 銀行	61,433	0.1
2.三菱信託	55,658	0.2
3.B 信託	50,267	0.9
4.C 信託	47,818	4.2
5.D 信託	43,666	2.9

H10.12.3 日経金融の記事より
残高の単位は億円、増加率は H10/3 末比

・バンキング業務における収益性の抜本的改善

(個人業務)

都銀とは異なる市場基盤での確固たる地位を形成

アッパーミドル層をコアとする「資産形成のメインバンク」を目指す

他行に先行した資産運用業務への取組みとフィービジネス(不動産・遺言信託等)の強化による収益性改善

<個人金融サービスの3種類の市場>

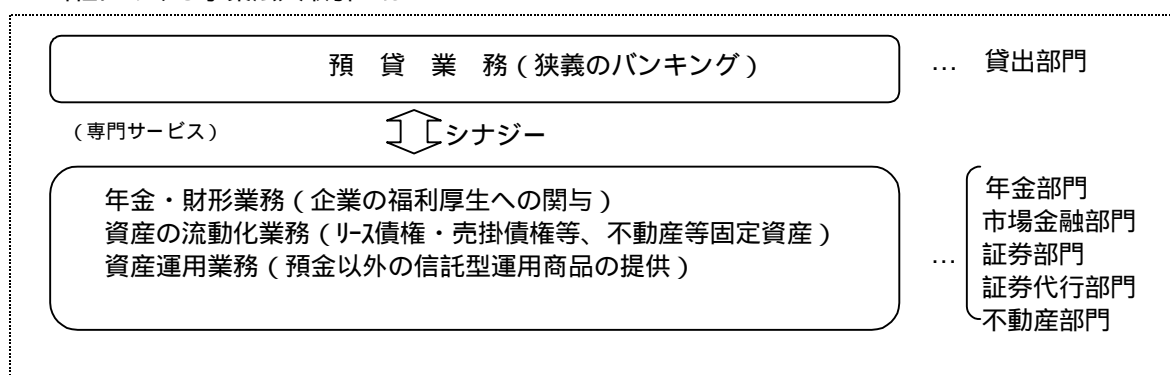
市場分類	主な顧客層	ビジネス分類	サービスの特徴	営業形態	主なサービス提供者
資産運用市場	富裕層	プライベート・バンキング	オーダーメイド型	専任のアカウント オフィサー型 ピンポイント展開	日本では未確立
資産形成市場	アッパーミドル層	コンサルテーション・バンキング	バンドリング型 (米国の例では FP、ラップ口座、401K) 資産運用サービスの比重 上昇の傾向	相談・コンサル型	当社等が マネージャー
生活資金市場	一般層	マス・リテール・バンキング	定型化された利便性	労働集約型・面展開	都銀、地銀等

(法人業務)

1. スキルで評価されるコアバンク

営業拠点の集約 バンキング機能と信託機能の融合営業の推進と専門的サービスの提供
(決済機能・預貸中心の都銀との差別化)

<当社における事業法人取引とは>



2. 収益性改善のために

社内格付に応じたスプレッド目標の設定

3業種偏重のポートフォリオ是正

信用リスク定量化への取組み

リスクに見合った収益の確保

ノンバンク向け与信の大幅な圧縮

・国際業務

海外拠点の見直し(11年度中に7拠点の見直し完了予定)

現状	12年3月末計画
米州 8	4
欧州 6	4
アジア等 5	4
<計> 19	12

(1) **受託財産業務の飛躍的拡大**

- ・年金特金等 外貨運用ニーズへの対応力強化
- ・現法におけるトラスティー機能の高度化

(2) **バンキング業務の収益性の抜本的改善**

- ・適正規模までの資産圧縮
- ・与信取引はコア顧客重視
- ・外貨預金等 外貨運用ニーズへの対応力強化

(3) **市場運用業務における安定・高収益確保**

- ・NY・LDN・東京 3極体制を軸とした収益力の一層の強化

<海外支店・現法の数の推移>

	4/9月末 実績	10/3月末 実績	4/9月末比	12/3月末 計画	4/9月末比
海外支店	9	8	1 (11%)	5	4 (44%)
海外現地法人	14	11	3 (21%)	7	7 (50%)
合計	23	19	4 (17%)	12	11 (47%)

以 上

優先株式の発行要項

1. 株式の名称

三菱信託銀行株式会社第一回無額面優先株式（以下「本優先株式」という。）

2. 発行数

100,000,000株

3. 発行価額および資本組入額

(1) 発行価額 1株につき2,000円

(2) 資本組入額 1株につき1,000円（従って、資本に組入れざる額は、1株につき1,000円）

4. 発行価額の総額および資本組入額の総額

(1) 発行価額の総額

200,000,000,000円

(2) 資本組入額の総額

100,000,000,000円（従って、資本に組入れざる額の総額は、100,000,000,000円）

5. 発行方法

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融早期健全化法」という。）に基づき、株式会社整理回収銀行に直接全額割当ての方法により発行する。

6. 払込期日

平成11年3月30日

7. 本優先株式の内容に関する事項

(1) 普通株式への転換

イ. 転換を請求し得べき期間

平成15年7月31日から平成20年7月31日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

ロ. 転換条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当社の額面普通株式（現在1株の額面金額50円）（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

974円

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成15年8月1日とその後平成19年8月1日までの毎年8月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）の時価に1.02を乗じ、その結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた価額（以下「調整後時価」という。）に、当該転換価額修正日以降修正されるものとする。

ただし上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除き、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。この場合、当該調整後時価が当初転換価額を上回る場合は、修正後転換価額は当初転換価額（以下「上限転換価額」といい、下記（八）の調整をうける。）とし、500円を下回る場合は、修正後転換価額は500円（以下「下限転換価額」といい、下記（八）の調整をうける。）とする。なお、上記45取引日の間に下記（八）に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の平均値は下記（八）に準じて調整される。

（八）転換価額の調整

A. 本優先株式発行後次の号のいずれかに該当する場合には、転換価額（上限転換価額および下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整し、調整後転換価額は、各号それぞれに定める期日以降これを適用する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する1株当り時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する1株当り時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合、調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

B. 上記（八）A.各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（上限転換価額および下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

C. 転換価額調整式に使用する1株当り時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記（八）A. ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に上記（八）A.またはB.に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記（八）A.またはB.に準じて調整される。

D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当社の発行済普通株式数とする。

株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日

E. 転換価額調整式に使用する1株当たり払込金額は、上記(八)A. の場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記(八)A. の場合は0円、上記(八)A. の場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

F. 転換価額調整式に使用する新規発行普通株式は、上記(八)A. の場合および上記(八)A. の場合には同場合に発行される普通株式数を、上記(八)A. の場合には同場合に発行されるとみなされる普通株式数をいう。

G. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

H. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(二) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換価額により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株式を有する優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ホ) 転換により発行する株式の内容

三菱信託銀行株式会社額面普通株式(現在の1株の額面金額50円)

八. 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱信託銀行株式会社本店 証券代行部

なお、転換請求受付場所のほか、国内各支店において転換請求の取次を行う。

二. 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類および本優先株式の株券が上記八. に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

ホ. 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成20年8月1日をもって、本優先株式1株の払込金相当額を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が普通株式の額面金額または500円のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(2) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは、4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを行う。

(3) 優先配当金

本優先株式1株につき16円20銭。ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先配当金の額は、本優先株式1株につき5銭とする。

ただし、

当該営業年度において次項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

ある営業年度において本優先株式を有する株主(以下、「本優先株主」という。)に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

本優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

本優先株式1株につき8円10銭。

(5) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき2,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 消却

当社はいつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(7) 議決権

本優先株主は、当社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。

(8) 新株引受権等

当社は法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。当社は本優先株主には、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(9) 配当起算日

本優先株式に対する配当起算日は平成11年3月31日とする。

8. その他の事項

上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上

劣後特約付社債の発行要項

1. 社債の名称
三菱信託銀行株式会社第2回無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)(以下「本社債」という)
2. 社債の総額
100,000,000,000円
3. 各社債の金額
1億円の1種類
4. 発行価額
額面100円につき100円
5. 利率
平成16年3月31日まで6か月Libor+1.75%、平成16年4月1日以降6か月Libor+2.25%。
ここで、「6か月Libor」とは、第13項第(4)号記載のロンドン銀行間市場における円の6か月預金オ
ファード・レートとする。
6. 払込期日
平成11年3月30日
7. 利払日
毎年3月31日および9月30日
8. 償還価額
額面100円につき100円
9. 担保・保証
物上担保および保証は付さず、また特に留保している資産はない。
10. 償還期限
第12項に記載のとおり
11. 募集方法
国内における一般募集(「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年10月22日法律第
143号)第2条第7項に定める協定銀行により当初取得・保有されるが、その後販売により拡散の可能性があ
る。)

12. 償還の方法

(1) 下記の事由のいずれかが生じた場合に直ちに償還する。

当社に対する清算手続が開始され、当該手続において、当社の株主に対する残余財産分配の開始に先立ち支払を受ける権利を有し、本社債に優先する債権のすべてが、商法の定めに従い、全額の弁済を受けたこと。なお、「本社債に優先する債権」とは本社債に基づく債権および支払の請求に関し、本社債と実質的に同じまたは劣後する約款の付された債権を除くすべての債権（当社に対する期限付劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む）を意味する。

当社に対する会社更生手続が開始され、清算を内容とする更生計画認可の決定が確定し、その確定の時間における更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、本社債に優先する債権が、その変更される以前の債権額につき全額の弁済を受けたこと。

(2) 当社は、平成16年3月31日以降の各利払期日にその全額または一部を金融再生委員会の承認を得たうえで、第8項に定める償還価額で期限前償還することができる。この場合、当社は期限前償還日の20日前に必要な事項を公告その他の方法で社債権者に通知する。

(3) 本社債を償還すべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その支払は前営業日にこれを繰り上げる。

(4) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融再生委員会の承認を得たうえでこれを行うことができる。

(5) 本社債の償還については本項第(1)号ないし第(2)号のほか、後記第14項に定める劣後特約に従う。

(6) 償還元金の支払場所：三菱信託銀行株式会社 本店

13. 利息支払の方法

(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還の日までこれをつけ、平成11年9月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日および9月30日の2回に各支払期日までの前半か年分を支払う。ただし、本項第(6)号に定める条件に従う。

(2) 支払期日が東京における銀行休業日に当たるときは、その支払いは前営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の利息を計算するときは、各利息期間（発行日の翌日に開始し、第1回の支払期日に終了する期間およびいずれかの支払期日の翌日に開始し、翌支払期日に終了する連続する各期間。以下単に「利息期間」という。）毎の利息金額（利息として社債券1枚当たりにつき支払われる金額をいう。以下単に「利息金額」という。）を次の計算式（以下「利息金額計算式」という。）により算出する。ただし、円位未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{利息金額} = \text{社債額面金額} \times \text{利率} \times \frac{\text{利息期間の実日数}}{360 \text{日}}$$

(4)

(a) ロンドン銀行間市場における円の6か月預金オファード・レートは、利息期間のおおのの開始直前の支払期日（初回の利息期間の場合は発行日）から遡る本号（e）に定める第2ロンドン営業日（以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在の本号（f）に定めるテレレート3750頁に表示されている当該金利とする。

当社は、利率基準日の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）以前に当該金利を確認する。

(b) いずれかの利率基準日に当該金利がテレレート3750頁に掲載されないか、またはテレレート3750頁が利用不能となった場合、当社は、利率決定日に、本号（g）に定めるすべての利率照会銀行の東京の主たる店舗に対し、利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃のロンドン銀行間市場において、それらのロンドンの主たる店舗が提示している主要銀行に対する円の6か月預金のオファード・レート（年率で表示）を当社に提供するよう求め、利率照会銀行の提供したオファード・レートの算術平均値（オファード・レートを提供しない銀行を除く。）をもって、円の6か月預金のオファード・レートとする。

ただし、当社に対しオファード・レートを提供した利率照会銀行が2行に満たなかった場合、当社は、当該利率基準日の直前のロンドン営業日の午前11時（ロンドン時間）現在のテレレート3750頁に掲載されているロンドン銀行間市場における円の6ヵ月預金のオファード・レートをもって、本号(a)に定める円の6ヵ月預金オファード・レートに適用する。ただし、上記のロンドン営業日が直前の利息期間における利率基準日以前となる場合には、利率は直前の利息期間の適用利率とする。

(c) 算術平均値の計算については、すべての利率照会銀行がオファード・レートを提供した場合に限り、当該オファード・レートのうち最も低い12つの値と最も高い12つの値を除くものとする。

(d) 算術平均値の計算は、小数点以下第5位以下を四捨五入する。

(e) ロンドン営業日とは、ロンドンにおいて銀行が営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日とし、東京営業日とは、東京において銀行が営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日とする。

(f) テレレート3750頁とは、円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するダウ・ジョーンズ・テレレートサービスの頁とする。

(g) 利率照会銀行とは、当該利率決定日の直前の利率決定日において利率を確認するために使用されたテレレート3750頁に表示されたロンドン銀行間市場における円の6ヵ月預金のオファード・レートを算出するために、当該オファード・レートを提供する銀行とする。ただし、第1回目の利息期間の利率決定に係る利率照会銀行は、当該利率基準日の直前のロンドン営業日の午前11時（ロンドン時間）現在のテレレート3750頁に表示されたロンドン銀行間市場における円の6ヵ月預金のオファード・レートを算出するために、そのオファード・レートを提供する銀行とする。

(5) 当社は、各利率決定日に利息金額計算式に基づき利息金額を算出するものとし、当該利息金額の算出に使用したロンドン銀行間市場における円の6ヵ月預金のオファード・レートならびに利率および実日数等必要な事項を、その本店で社債権者の閲覧に供するものとする。また当社は、それらを登録機関に対し遅滞なく書面で通知する。

(6) 本社債の各利払期日に係る利息の支払は、以下の条件に従う。

本社債の各利払期日における利息の支払は、当該利払期日直前の当社の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当社の貸借対照表において配当可能利益がない場合には、下記の期日のうちいずれか早く到来する日(ただし、当該日において本号 または本号 の条件が満たされない場合には、かかる条件が満たされるようになった後最初に到来する利払期日)まで繰り延べられる。

(a) その後の当社の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当社の貸借対照表において配当可能利益が生じた後最初に到来する利払期日、または、

(b) 本社債の全部が第12項の償還方法の定めに従って償還される日。

本社債の各利払期日における利息の支払は、当該各利払期日直前の当社の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当社の貸借対照表または公認会計士の監査証明を受けた当社の連結貸借対照表に基づく当社の自己資本比率が当局が要求する最低自己資本比率基準の1/2に相当する水準を下回った場合には、下記の期日のうちいずれか早く到来する日(ただし、当該日において本号 または本号 の条件が満たされない場合には、かかる条件が満たされるようになった後最初に到来する利払期日)まで繰り延べられる。

(a) その後の当社の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当社の貸借対照表または公認会計士の監査証明を受けた当社の連結貸借対照表に基づく自己資本比率が当局の要求する最低自己資本比率基準の1/2に相当する水準に達した後最初に到来する利払期日、または、

(b) 本社債の全部が第12項の償還方法の定めに従って償還される日。

本社債の各利払期日における利息の支払は、当該各利払期日において当社が支払を行うと当社が「支払能力を有する」という条件を満たさないこととなる場合には、下記の期日のうちいずれか早く到来する日(ただし、当該日において本号 または本号 の条件が満たされない場合には、かかる条件が満たされるようになった後最初に到来する利払期日)まで繰り延べられる。

(a) その後当社が「支払能力を有する」という条件が満たされるようになった後最初に到来する利払期日、または、

(b) 本社債の全部が第12項の償還方法の定めに従って償還される日。

「支払能力を有する」とは、破産法上支払不能ではなく、かつ、当該利払期日直前の当社の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当社の貸借対照表上、負債の部の合計金額（ただし第12項第(1)号に規定する本社債に優先する債権の債権者以外の者に対する債務の額を控除するものとする。）が資産の部の合計金額を超えていることをいう。ただし、本規定の目的上、負債の部の合計金額および資産の部の合計金額は、いずれも当社の代表取締役、監査役、または管財人の決定に従い、偶発債務および後発事象を考慮して調整されるものとする。

本項において「配当可能利益」とは、商法、銀行法および当社が適用を受ける行政上の規制に従って利益の配当に供しうる額を意味する。

本号 ないし本号 の規定に従って繰り延べられた利息（以下、「繰延利息」という。）には利息を付さない。

(7) 本社債の利息の支払については、本項第(1)号ないし第(6)号のほか、後記第14項に定める劣後特約に従う。

(8) 利息の支払場所：三菱信託銀行株式会社 本店

14. 劣後特約

(1) 当社に関し、破産宣告がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合に、本社債の元利金（上記の破産宣告、会社更生手続開始の決定または外国における手続の開始前に期限の到来したものは除き、繰延利息を含むものとする。以下本項において同じ）の支払請求権の効力は、前記第12項第(1)号事由の発生を停止条件とし、その条件が成就したときに発生する。

(2) 前記第12項第(1)号もしくは本項第(1)号に従い、社債権者が当社に対し本社債の元利金の支払いを請求した時点で、残余財産分配につき優先権を有する当社発行の優先株が存在する場合には、本社債の債権者は本社債に基づく債権につき優先株主に優先して支払を受ける。

(3) 本社債要項の各条項は、いかなる意味においても「本社債に優先する債権」の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(4) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本項に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社へ返還する。

(5) 当社についての破産宣告決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または日本法によらない破産手続、会社更生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は当社に対して負う債務と本社債の元利金にかかる債権とを相殺してはならない。

15. 期限の利益喪失

(1) 本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付さない。

(2) 本社債の社債権者は、商法第334条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

16. 社債管理会社

本社債については商法297条ただし書きに基づき社債管理会社は設置しない。

17. 資金使途

手取額は全額一般運転資金に充当

18. その他の事項

上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上